

カザフスタンにおける司法改革 —科学的分析の観点から（二・完）

グルナラ・ザハノーブナ・スレイメーノワ

中山 頸（訳）

目次

はじめに

- 1 司法改革の始まりとその前提
(一九八五年—一九九〇年)
- 2 主権国家カザフスタン形成期の司法改革
(一九九一年—一九九四年) (以上、一二三四号)
- 3 一九九四年カザフスタンの法改革に関する國家計画——最重要課題としての司法改革の基礎
(一九九四年—二〇〇〇年)

(一九九四年—二〇〇〇年)

4 司法改革の現在 (二〇〇〇年—現在) (以上、本号)

これまで述べてきた理由から、質的に新しい法制度を共和国に創造し、その中で法律の優位、個人の権利、自由および法益
—最重要課題としての司法改革の基礎

の不可侵、ならびに司法権の独立に基づく適法性に対する効果的な統制が保障されるべきであるとされ、そのための総合的で抜本的かつ包括的な法改革を規定する基本構想を創出する必要があった。

一九九四年一二月に採択されたカザフスタン共和国の法改革に関する国家計画（以下「国家計画」という。）は、法令、諸原則、法秩序維持機関の体系および司法制度のすべての法システムに渡る改革を標榜し、まさにそれにより、すべての法システムの発展と民主化の新しい時代を画するものであった。法改革の実現は、社会生活の行政的・恣意的な統制から、法にしたがい、市民のすべての権利を保障し、社会的・政治的なあらゆる紛争を裁判手続の枠組みにおいて解決することを保障するシステムへの移行という、重要な目標を掲げていた。まず第一に、憲法、民法、労働法、刑法、行政法、刑事執行法、そして刑事訴訟法および民事訴訟法の主要な法分野の改革が計画された。このとき、刑事裁判手続の分野では、懲罰的な刑事裁判の手続から権利擁護的な手続への転換が図られ、人身の不可侵、名譽および尊厳の尊重、無罪推定、当事者主義および当事者の同権、専門的な法的援助を受ける権利および裁判手続の各段階での防衛権等、刑事手続に関与する市民の権利、自由および法益を擁

護する諸原則が何よりも優先して保障された。これらを実現するために、(イ)一部の犯罪（個人の人格に対する犯罪および非国有財産の侵害等若干の犯罪類型）については、被疑者に対する刑事責任追及の妥当性の問題の解決を被害者の裁量に委ね、起訴の範囲を制限すること、(ロ)起訴前手続の適法性と妥当性に対する司法的統制を強化すること、(ハ)訴追的機能の要素を裁判から排除すること、(ニ)証拠の収集を当事者に委ね、裁判所の証拠収集の義務を免除すること、(ホ)裁判所により採決された判決の適法性と妥当性を審査する控訴手続を導入すること、(ヘ)市民の名誉回復のため、侵害された権利の回復および損害賠償を保障する名誉回復制度を刑事訴訟に導入すること、(ト)起訴前の取調べおよび公判の過程において被害者、証人、鑑定人その他の者の身の安全を保障する効果的な体制を整備すること、そしてこれらの問題の解決のための特別な予算措置を講ずることが提案された。民事裁判手続の分野においても、その目的が再設定され、民事法関係のすべての主体の権利および法益が同等に保障されるよう計画された。

ソ連時代には、法秩序維持メカニズムの一環として犯罪との闘争の役割を担い、民事裁判手続ではその大部分が市民の財産権および非財産権の侵害に関わる事件を審理した裁判所は、個

カザフスタンにおける司法改革（スレイメーノワ〔中山〕）

人の権利ならびに社会および国家の利益を第一義的に擁護する保証人（*Гарант*）となるよう、自立し、独立した国家権力機関へと改革される必要があった。そのため、各人に裁判所への自由なアクセスを保障し、法的関係の当事者にあっては、あらゆる法的手段を駆使して自己の権利と法益を保護する現実的かつ十分な可能性が与えられることがカザフスタンの法制度改革に求められた。これらを実現するために、次のような条件整備が必要とされた。

(1) 裁判官の自主性および独立の法的基盤の保障だけではなく、財源的・物的・技術的および組織的な保障も含めた資源的な保障

(2) 外部の影響からの裁判官の自主性および独立、特に国家権力たる執行権力部門からの独立、ならびに政治的、経済的および社会的組織からの独立

(3) 高度に専門的な人材による裁判官団（*судебный корпус*）の補充人事

(4) 法律および事実についてすべての事件および紛争を審理し、解決する権限を裁判所に与えること、すなわち、市民社会の主体間におけるすべての法的関係の調整機関としての裁判所の役割を保障すること。

これらの目的を達成するため、国家計画では、司法改革が次の相互関係的、相互規定的な方針に沿って実現されなければならないとされた。

(1) 裁判所構成および裁判手続の再編

(2) 裁判手続における真の当事者主義の確立

(3) 当事者の同権および無罪推定の原則の確立。裁判所の訴追的な役割および証拠収集の義務を当事者に委ね、そのような一切の要素を裁判所から排除すること。

(4) 裁判官のより一層の細分化と専門化。これには経済紛争に関する場合も含むが、通常裁判所とは別に経済裁判所を設けることはしない。

(5) 地区（市）裁判所における合議制の廃止

(6) 人民参審員制度の廃止

同時に、ソ連モデルの審級制（第一審、第二審および監督審）を踏襲しながらも、第二審裁判所の近代化として、破棄審ならば控訴審の導入が提起された。しかし、国家計画ではこれらの審級の原則的な違いは示されなかった。また、裁判所の環についてもソ連モデルが踏襲され、裁判所は各行政単位（地区、市、州）ごとに設置され、軍裁判所の制度も維持された。

基層環（基本環）の地区（市）裁判所は、第一審のみの裁判

所として活動し、法律によりその管轄とされる民事事件、刑事事件および行政的違法行為事件を審理する。

中間環の州裁判所は、死刑犯および国事犯を含む一部の類型の民事事件および刑事案件の第一審裁判所、ならびに地区（市）裁判所により審理された事件の控訴審、破棄審および監督審の裁判所として活動する。

最高環の共和国最高裁判所は、全裁判所制度における最高機関として活動する。最高裁判所の第一審の裁判所としての権限は、国家の最高公務員の犯罪に関する事件の審理だけを残し、最大限抑制されることが企図された。その他にも、最高裁判所には、破棄審および監督審の裁判所としての権限、ならびに法適用の問題について説明をする権限が与えられた。

- (1) 裁判所および裁判官の地方権力機関からの独立を保障するためには、管轄区域が行政単位とは一致しない管区裁判所導入の可否についての問題の検討が計画された。⁽²⁾
- (2) 地方の（通常裁判所の）すべての裁判官の終身制（法律に定める年齢に達するまで）
- (3) 裁判所および裁判官の独立の保障の確立。そこには、(イ) 共和国予算による財政的な保障、(ロ) 裁判官のための共和国省庁住宅統一フォンドを創設し、裁判官が名誉退職または年金生活者となつたときは、その住居がその者の所有物となること、(ハ) 裁判官の強制保険制度の導入および他の特典の付与、が含まれていた。

(1) 市民の憲法上の権利を侵害するすべての法律その他の法令

ならびに法適用実務についての憲法適合性審査

(2) カザフスタン共和国憲法の有権的解釈

(3) レフエレンダムに付された憲法改正およびレフエレンダム実施に関する決定の憲法適合性審査

(4) 大統領および副大統領がその職務の遂行能力を欠くことの確認

権威ある独立した司法権力の形成を保障するために、裁判所の構成方法と裁判官の離職の手続が重視され、それと関連して次の原則的な規定が置かれた。

- (1) 地方の（通常裁判所の）すべての裁判官の終身制（法律に定める年齢に達するまで）
- (2) 法律に定める明白な理由および手続に厳格にしたがう場合に限定した裁判官の離職
- (3) 裁判所および裁判官の独立の保障の確立。そこには、(イ) 共和国予算による財政的な保障、(ロ) 裁判官のための共和国省庁住宅統一フォンドを創設し、裁判官が名誉退職または年金生活者となつたときは、その住居がその者の所有物となること、(ハ) 裁判官の強制保険制度の導入および他の特典の付与、が含まれていた。

給を含む、裁判の各審級間における非訴訟的な関係を除去し、裁判の実施および裁判の執行のための補助的な機関を強化する」とされた。⁽³⁾

このように、国家計画によって国家と社会の活動における裁判所の役割の向上とその絶対的権威の承認、そして立法権、執行権とならぶ真に自立し、独立した「第三の権力」としての裁判所への転換に法改革の特別な意義が与えられた。この国家計画は、司法制度改革の基本方針を策定し、それに付随する諸問題で、その解決なしには国家権力の独立した一部門たる司法権の確立が不可能とされたものを浮き彫りにした点において大きな役割を果たした。この計画を実現するため、新たな規範的法令に重要な役割が与えられた。

司法権の組織化の領域では、国家計画を実現する法令の一つとして、一九九五年三月一七日付の「カザフスタン共和国の下級裁判所の組織手続について」の大統領令が裁判所の組織の新しい手続を定め、地方の裁判所、軍裁判所および仲裁裁判所の裁判官の任命権および任期満了前の罷免権をカザフスタン共和国大統領の権限とすることを定めた。また、裁判官の独立を保障するための重要な対策として、一九九四年四月一八日付の「カザフスタン共和国裁判所の裁判官の物的および社会的な保

障の水準を向上させるための追加的措置について」の大統領令には、次の規定が置かれた。⁽⁴⁾

- (1) 裁判官の職務給の引上げ。例えば、憲法裁判所、最高裁判所および最高仲裁裁判所の長官の給与は、カザフスタン共和国副首相の職務給の水準でこれを定め、裁判官の給与は、長官の職務給に応じた割合によりこれを定めるとした。⁽⁵⁾
 - (2) 裁判官の住居の保障。国家権力の執行機関には、裁判官の任命後六ヶ月以内に、またはその居住環境を改善する必要性が生じた場合には、優先的に当該裁判官に対して十分に整備された住居を提供する義務がある。裁判官として十年の就労期間が経過した後は、当該裁判官にその住居を無償で譲渡しなければならない。
 - (3) 共和国予算から拠出される裁判官の生命および健康のための強制国家保険制度
 - (4) 裁判官の辞職の権利
 - (5) 刑事上有罪判決が確定した場合は自らの職務の遂行を妨げるような非行が行なわれた場合における裁判官の罷免
- 国家計画で宣言された法制度改革の基本構想の諸条項が当時の憲法の規定に抵触していたことは明白であった。これに関して、一九九五年八月三〇日に制定された新しいカザフスタン共

和国憲法では、国家計画によって打ちだされた共和国の司法権の組織化および活動の諸原則を含め、最も原則的な規定が具体的に規定された。このカザフスタン共和国憲法により、裁判所に関する法令の全体系を改善するための法的基盤が与えられた。カザフスタン共和国の全領域で最高の法的効力と直接効力を有する憲法（カザフスタン共和国憲法第四条第二項）の規範において、司法権の領域については、次の重要な意義を持った規定が置かれた。

- (1) 国家権力の独立した一部門としての司法権の行使の諸原則
(第三条第四項)
- (2) カザフスタン共和国最高裁判所の法的拘束力を有する規範的決定（нормативное постановление）が共和国における法源となること（第四条第一項）。
- (3) 司法権の行使形態およびその使命（第七五条第二項および第七六条）
- (4) 裁判機関の体系（第七五条第三項および第四項ならびに第八一条）
- (5) 裁判所構成および裁判手続の諸原則を定める法律の制定の権限および手続（第六一条第三項第六号、第九二条および第九八条）

- (6) 裁判に関する諸原則の体系（第一三条、第一四条、第一六一条から第一九条まで、第二四条から第二六条まで、第七五条第一項、第七七条および第七八条）
- (7) 裁判官候補者の資格要件および裁判官団の組織手続（第五五条第一項、第七九条および第八二条第一項から第二項まで）
- (8) 裁判官の法的地位（第七六条、第七七条および第七九条）
- (9) 裁判所の組織的、人的および物的保障（第八〇条および第八二条）

とりわけ、憲法レベルでは初めて、裁判官の身分保障および裁判官の独立についての規定が置かれ、裁判所の財源および裁判官の住居の財源が共和国予算となつたことを指摘しておかなければならぬ。これは、完全で、独立した裁判の実施の可能性を担保するものであった。

この憲法は、司法権の領域において、その後の改革を再検討し、法令を発展させる際の基礎となつた。

一九九五年一二月四日付の「カザフスタン共和国の一部の法令の改正について」の大統領令は、人民参審員制度を廃止し、第一審の民事事件および刑事事件に単独制を導入した。例外として、死刑事犯については、三名の職業裁判官からなる合議により審理された。さらに、憲法裁判所および仲裁裁判所が廃止⁽⁷⁾⁽⁸⁾

- された。国家計画では、憲法裁判所は、憲法およびその優位の保証人としての役割を担ったが、立法者は、その設置を拒み、共和国憲法院（Конституционный совет）（カザフスタン共和国憲法第六章）という憲法裁判所に類似の組織を創設し、次の領域の問題をその管轄とした（第七二条）。
- (1) カザフスタン共和国の大統領選挙、国会議員選挙およびレフュレンダムの実施の正当性についての紛争が生じた場合の解決
 - (2) 大統領による署名前の議会制定法の憲法適合性審査
 - (3) 批准前の国際条約の憲法適合性審査
 - (4) カザフスタン共和国憲法の有権的解釈
 - (5) 憲法第四七条第一項および第二項の場合におけるカザフスタン共和国大統領の弾劾罷免についての意見
- ここで、旧ソ連諸国の中でもカザフスタンが憲法裁判所を持たない唯一の国家であることを指摘しておく必要がある。これについて、カザフスタンの法律雑誌では、憲法裁判所の復活を求める見解が再三述べられてきた。私はこの種の見解を支持する一人として、司法権力機関は、裁判所が裁判機能（主要な実証機能）だけでなく、憲法裁判所により実現されるべき司法的・憲法的統制の機能をも遂行することを含む国家権力としてのす

べての特徴を備えている場合に限って、（他の市民または国家による）あらゆる恣意的行為から市民を守るという基本的な社会的使命を果たすことができるのだと考える。裁判所に自らが適用する法令の内容に影響を与えるような権限がない限り、司法権の独立はおろか、その帰結として、憲法が宣言した権力分立の原則の実際の効果云々について語ることはできない。司法権が真に自立した国家権力部門となるためには、それは、単にそのようなものとして承認されるだけではなく、実際にそのようなものにならなければならないのである。

一九九五年一二月、大統領によって、検察機関、内務機関、国民安全保障機関^⑨その他の機関の組織および活動の原則を規制する法律としての効力を持つた一連の大統領令が制定され、國家取調委員会が設置された。^⑩司法権力機関にとって特別な意義を持つのが、一九九五年一二月二十日に制定された憲法的法律としての効力を持つ「カザフスタン共和国の裁判所および裁判官の地位について」の大統領令（以下「大統領令」という。）である。^⑪この大統領令は、裁判所に関する国内法の発展の歴史と共和国における司法権の生成にとって重要な転換点となつた。この大統領令により、裁判所の組織および活動、裁判所制度ならびに裁判官の法的地位等についての憲法の基本的な諸原則お

- よび司法改革の理念が法的に確立した。そのほかにも、この大統領令は、裁判官の独立および裁判官による裁判の実施の保障について憲法上の基本的諸規定を発展させ、確立したわが国ではじめての法令であった。この時期、司法権から全体主義的裁判の残滓（執行権力機関、立法権力機関、政党および社会団体への裁判所の従属関係、裁判官の報告制度等）を除去することや、民主主義国家にふさわしい水準の地位を裁判官に与えることに優先的に力が注がれた。大統領令は、それまで効力を持っていた裁判所に関するソビエトの法令とは異なり、この問題をより根本的に徹底して解決した。この大統領令の新しい重要な点として以下のことが挙げられよう。
- (1) 地方の裁判所の設置および廃止ならびに各裁判所の裁判官の数の決定は、司法大臣の提案に基づく大統領の権限とされたこと。
 - (2) 廃止された仲裁裁判所に代わって州裁判所および最高裁判所に経済部が設置されたこと。
 - (3) 未確定裁判を再審理する破棄手続とならんで控訴手続が入されたこと。
 - (4) カザフスタン共和国憲法第四条第一項にしたがい、法適用実務の問題について説明をする規範的決定を出す権限が最高院が選舉する。
- (5) (かつての法案提出権に代えて)法律その他の法令の改善に関する提案権が最高裁判所に与えられたこと。
- (6) 裁判官が司法権の担い手であることを認め、裁判官の法的地位が法律により保障された独立、身分保障および不可侵の特徴を備えたこと。
- (7) 裁判官候補者の新しい資格要件が設定されたこと（カザフスタン共和国国籍を持ち、品行方正であり、二十五歳以上であり、高等法学教育を修了し、二年以上の法律専門家としての職歴を持ち、資格試験に合格し、そして司法資格審査会の推薦を受けた者。上級裁判所の裁判官は、さらに、五年以上の法律専門家としての職歴を持ち、そのうち原則として二年間は裁判官としての職歴または司法省機関、検察機関、捜査機関および取調機関における職歴を持ち、最高司法評議会の推薦を受けた者。軍裁判所の裁判官の場合は、これに加えて軍勤務者であること。）
- (8) 裁判官団の選挙および任命の新しい手続が導入されたこと。
- ① 最高裁判所の長官、各部の長および裁判官は、共和国最高司法評議会の推薦に基づく大統領の提案にしたがって上院が選挙する。

② 州裁判所およびそれと同等の裁判所の長官、各部の長および裁判官は、共和国最高司法評議会の推薦に基づいて大統領が任命する。

③ その他の裁判所の長および裁判官は、司法資格審査会の推薦に基づく司法大臣の提案にしたがって大統領が任命する。

(9) 裁判官の停職、罷免および辞職の事由についての網羅的なリストが作成されていること。

(10) 裁判官の物的および社会的保障の問題等が定められていること。

裁判官の法的地位については、最も激しい論争が展開され、この改革期（と言つても、現在もそうだが）における原則的に重要な問題であったため、その一部がこの大統領令により解決された。裁判官が国家における司法権の担い手であることが初めて宣言され、裁判官の独立の保障、物的および社会的保障についての制度が定められた。裁判官の終身制、身分保障、無答責性、独立、憲法および法律のみへの従属、裁判活動への干渉の禁止、法廷侮辱に対する責任、裁判官の権限剥奪の事由の網羅的なリストおよび重要な手続、裁判官の非政治化、高額な給与および社会保障等、大統領令のこれらすべての規定が、国家

における真に強力で、権威ある専門的な司法権の形成に資するはずであった。

初めて立法レベルで解決された問題は、裁判官の離職事由の網羅的なリストおよび裁判官の辞職の権利についてだけではなく、裁判官の物的および社会的保障、すなわちサントリウムおよび保養地での療養、住宅特典の設定ならびに給与の七〇%の額の年金についての問題、裁判官を一五年を越えて勤めたときの毎月支払われる永年勤続手当、職務給の六ヶ月分の退職一手当の支払いも法的に規制された。しかし、これら物的および社会的な特典の幾つかは、後に廃止された。¹⁴⁾

この大統領令では、裁判所制度の人事面での保障に関する権限の一部が、次の三つの組織に与えられた。司法省と新設の二つの組織、すなわち大統領の諮問機関である最高司法評議会（大統領令第五〇条）とカザフスタン共和国司法資格審査会（同第五一条）である。

共和国裁判官団の新たな組織手続を定めた大統領令の採択に関連して、裁判官の質を高め、専門的技能の向上を評価し、促進し、その責任を高めるため、この大統領令の施行前に選挙され、任命された共和国裁判所のすべての裁判官に対しても勤務評定を実施することについて決定が出された。¹⁵⁾ 勤務評定の実施の

ため、司法省および最高裁判所長官が任命した構成員からなる中央および地方の勤務評定委員会（агестаціонна комиссия）が設置された。最高裁判所裁判官ならびに州裁判所およびそれと同等の裁判所の長の勤務評定については、中央の勤務評定委員会が行い、その他のすべての裁判官については、地方の勤務評定委員会に委ねられた。勤務評定で適格とされた裁判官には、引き続いで裁判官の権限が付与され、不適格とされた裁判官は、「カザフスタン共和国における裁判所および裁判官の地位について」の大統領令第四七条第一項第三号の規定にしたがって罷免された。しかし、この勤務評定は、期待されたような効果を挙げなかつた。結局のところ、「勤務評定に拠らずとも、当時の法定事由に基づいて罷免することが可能だつた」とされたごく一部の裁判官が罷免されただけであつた。

に共和国最高裁判所の機構の組織および職員について」の大統領令^⑯

(4) 一九九九年一月二二日付の「カザフスタン共和国の国家機関体系の一層の最適化について」のカザフスタン共和国大統領令^⑰

(5) 一九九七年三月一九日付のカザフスタン共和国政府決定により承認された「裁判官およびその財産の強制国家保険、医療サービスならびにサナトリアム・保養地での治療の手続および要件について」の規則^⑱

(6) 一九九七年一〇月一五日付のカザフスタン共和国大統領令により承認された「カザフスタン共和国裁判所の裁判官の資格等級について」の規則^⑲

(7) 一九九七年一二月一二日付の大統領令その他の法令によって承認された「カザフスタン共和国最高裁判所懲戒審査会、州裁判所およびそれと同等の裁判所の懲戒審査会について」の規則^⑳

司法改革の重要な成果として、裁判官団体の諸機関の設置が挙げられる。一九九六年一二月一九日、第一回裁判官大会において共和国裁判官同盟（Союз судей）が結成された。その規約第一条第一項によれば、当同盟は、「共和国レベルにおいて

- (1) 一九九七年七月七日付の「法廷警察について」のカザフス タン共和国の法律^㉑
- (2) 一九九八年六月三十日付の「執行手続および執行官の地位について」のカザフスタン共和国の法律^㉒
- (3) 一九九七年一月八日付の「共和国最高裁判所の定員ならび

社会団体の形態をとる非営利組織であり、裁判官を團結させ、その職業上の利益を表明し、保護することを目的として活動する²³」とされている。裁判官同盟の組織は、地方単位（アスタナ、アルマトイおよび各州）で、または団体単位（例えば、最高裁判所裁判官、専門裁判所裁判官）で設置される各支部により形成された。裁判官同盟の最高機関は、少なくとも一年に一度招集される裁判官大会である。しかし、裁判官団体の諸機関が活性化するにつれ、その活動は、裁判官の政党および労働組合への加入ならびに政党支持を禁止する憲法第二三条第二項に違反し、また、そもそも裁判官同盟自体が労働組合であるという意見が出始めた。これに関して、憲法第二三条第二項の裁判官の労働組合加入を禁止した部分について、議員グループが、その有権的解釈を求めてカザフスタン共和国憲法院に申し立てた。

一九九七年に制定されたカザフスタン共和国の新刑事訴訟法典および一九九九年に制定された新民事訴訟法典は、裁判の実施にとって重要な意義を有した。これについては、この二法典の施行が拙速に過ぎたことにより、その施行直後に、民事事件でも、刑事案件でも多くの誤判がもたらされたということを指摘しておこう。この拙速性は、裁判官を含む法の適用者に法典を理解するための十分な時間が与えられなかつたという点に現われていた。民事訴訟法典は、一九九九年七月一三日に制定され、一九九九年七月一三日付の「カザフスタン共和国民事訴訟法典の施行について」の共和国の法律第一條にしたがつて一九九九年七月一日に施行し、一九九九年七月二十七日付から三〇日付までの共和国の公式紙「カザフスタンスカヤ・プラウダ」に公表された。これにより、法律が制定前に施行するという、矛盾した、ばかりた事態が生じたが、裁判官にはそのことが知

利を有し、「その他の結社の設立およびその他の社会団体への加入」の権利の制限を受けず、「裁判官同盟も、その他の社会団体と同様に、法令に定める手続にしたがつて、自己の構成員の利益を代表し、保護する権利を有する」とした。また、この大会では、裁判官倫理規則も採択されたが、残念なことに、これは裁判官により無視された。

一九九七年に制定されたカザフスタン共和国の新刑事訴訟法典および一九九九年に制定された新民事訴訟法典は、裁判の実施にとって重要な意義を有した。これについては、この二法典の施行が拙速に過ぎたことにより、その施行直後に、民事事件でも、刑事案件でも多くの誤判がもたらされたということを指摘しておこう。この拙速性は、裁判官を含む法の適用者に法典を理解するための十分な時間が与えられなかつたという点に現われていた。民事訴訟法典は、一九九九年七月一三日に制定され、一九九九年七月一三日付の「カザフスタン共和国民事訴訟法典の施行について」の共和国の法律第一條にしたがつて一九九九年七月一日に施行し、一九九九年七月二十七日付から三〇日付までの共和国の公式紙「カザフスタンスカヤ・プラウダ」に公表された。これにより、法律が制定前に施行するという、矛盾した、ばかりた事態が生じたが、裁判官にはそのことが知

らされなかつた。当然、裁判官は、実際、解決不可能な立場に置かれた。これに関連して、最高裁判所は、裁判所に対し、『前略』、一九九九年七月一日に施行したカザフスタン共和国民法典（各則編）およびカザフスタン共和国民事訴訟法典は、カザフスタン共和国憲法第四条第一項にしたがい、当該法典本文がすべて公布された後にのみ、それを適用することができる。これと関連して、上記法律の公布までは、民事事件および経済事件の審理において、裁判所は、カザフ・ソビエト社会主义共和国民法典（各則編）、カザフ・ソビエト社会主义共和国民事訴訟法典および一九九二年一月一七日付の『カザフスタン共和国仲裁裁判所による経済紛争の解決手続について』のカザフスタン共和国の法律の諸規範を適用しなければならない^①との説明を出した。このような説明をしたところで、状況は大して変わらず、民事訴訟法典を適用するためには、その公布だけでは不十分であり、その検討および理解には時間が必要であった。同じような状況が刑事訴訟法典（一九九七年一二月二三日制定、一九九八年一月一日施行、一九九七年一二月二六日公布）についても生じた。裁判官団には、当該法典を検討する十分な時間が与えられず、彼らが非常に困難な状況に置かれたことは疑いの余地がない。

このことと関連して、今ここで述べている時期に限らず、現在においても、裁判所構成法および裁判手続法を含む法律の制定過程およびその改正過程は、極めて一貫性を欠き、また法律に多くの改正がなされ、とりわけ、刑事訴訟法典および民事訴訟法典の改正については自然発生的なもので、熟慮されたものではないことを指摘しておかなればならない。そして、この一貫性の欠如が否定的な結果をもたらすことになる。周知通り、国家における効果的な裁判および適法性のもっとも重要な前提条件は、法律が安定しており、かつ、その質が高いことである。市民の裁判に対する信頼だけではなく、国家権力全般に対する信頼もこの二つの要素に依存している。残念なことに、共和国で制定される法律の質は非常に低く、不完全で、矛盾したものであると認めなければならない。法律文献で指摘されているように、次のようなことは、法律がそれとしてふさわしくない質のものであることを示している^②。

(1) 社会で生じている諸過程が法律に完全に反映されていないこと。

(2) 将来のそれらの諸過程をあまり正確にあらわしていないこと、社会の発展の予想される方向を正確に予測せず、それと密接に関連して、法の助けを借りて望ましい方向に社会を発

- (3) 法令の体系性がなく、その内部は調和が取れておらず、そこには矛盾や欠缺が見られること。
- (4) 多くの法律が些細なことについて定め、宣言的な性格を持つていること。
- (5) 法律に法的および言語上の誤りがあり、立法技術の要求が守られていないこと。
- このような欠陥は、わが国内法にも共通のものである。特に、私見によれば、その多くは、科学的な勧告を十分に考慮することなく、法律案について幅広く議論せず、法律に関する公式の科学的調査も実施しないままに、その制定を急いだことによるものである。もちろん、理想的な法律は存在しない。しかし、立法の際には、立法技術の基本的な準則に従わねばならない。すなわち、法律は、正確、簡潔、明瞭、そして何より、文法的に正確でなければならず、文言上、両義的であったり、不明確であってはならない。そのほかにも、一連の現行の法律に一貫して見られる深刻な欠点として、その宣言的な性格がある。つまり、実際の現行のメカニズムにおいて、それらの法律の実現が保障されていないのである。宣言的な規範の大部分は、それが政治的なストラーガンや綱領を単に法律の文言に置きかえただけのものであるため、概して規則という属性を持っていない。

これらの諸規範は、文献では、「目的規範（HOPMIS - NEHM）」という特別な名称で呼ばれることすらある。それは「生起する諸過程および諸現象における政治的・規範的な志向だけがそこにあらわされており、社会および国家の将来の発展状況に対する規範的な要求が含まれている」^③のである。このような「目的規範」は、カザフスタンの法令には少なくない。

刑事訴訟法典および民事訴訟法典の施行の時から、裁判および取調べの実務においては、一部の規定について統一的な理解および解釈が欠如していたことにより、一連の諸規範を適用する際に、ある種の困難と衝突が生じた。これは、これらの法典が、刑事訴訟および民事訴訟の本質にも及ぶものから、単なる文法上のばかりた誤りまで、多種多様な計画の一連の深刻な欠陥を抱えていることにより生じているのである。文法上のばかりた誤りについては、個々の規範を適用することができないだけではなく、この場合、何が話されているのかを理解することはら妨げる。このことは、何よりも、これらの法典が、しかるべき検討もされずに、重大な誤りと欠缺を残したまま、拙速に制定されたことにより説明できるだろう。それらは、内部に矛盾を抱え、訴訟理論上、画一的な理解を見い出し得ない論争的な

諸条項を含んでいる。そのうえ、法律は無造作に編集されている。例えば、ある条文の規定が他の規定と抵触したり、他の条文でそのまま繰り返されたりして、構造上欠陥があるのである。さらに、同義語の使用、同語反復、文体その他の言語上の不正確さ、多くの副動詞および形動詞の使用、長々とした記述等が挙げられよう。法典のこれらの不出来な規定のすべてが、法適用者に解決困難で非常に深刻な問題をもたらすのである。近年制定された非常に多くの法律にこのような欠陥があることを指摘しなければならない。それらは、しばしば、相互に抵触し、矛盾し（しかも、ある法律の規定が同じ法律の他の規定と抵触しており、これは、刑事訴訟法典や民事訴訟法典においても見られる）、宣言的である。このことは、否定的な結果をもたらす。第一に、このような法律は、市民の間だけでなく、最も憂慮すべきことであるが、法適用者の間に法ニヒリズムを助長する。もし、法律が、実在する関係の本質を十分に反映せず、または事件の手続の際に生じた重要な問題を規制しない場合にいは、そこに法ニヒリズムが生じる。法適用の主体は、法律の要件から逸脱して行動することに慣れ親しみ、何らかの関係および行為が法令の規範によって完全に規制されている場合においてさえ、法律違反を犯すのである。第二に、このような法律は、

法律の欠缺、矛盾その他の欠陥を自己の損得のために利用する一部の不誠実な裁判官による濫用を助長する。第三に、法律の質が低いことが、裁判および取調べの誤りをもたらす。

裁判活動に世論が参加する機会を拒絶することも、一貫しない法的規制の一例である。人民参審員制度は、一九九五年に廃止されたが、立法者は、裁判活動への市民参加の理念に回帰し、一九九八年一〇月七日付の「カザフスタン共和国憲法の改正について」の共和国の法律により、法律に定める場合には、法律に定める手続により、陪審員の参加のもとで刑事案件を審理すると定める規定がカザフスタン共和国憲法第七五条第二項に追加された。これにより、刑事裁判は、職業裁判官と陪審員が参加して行われることになった。この制度は、二〇〇七年一月一日から二〇一〇年までに段階的に導入される予定である。^{〔脚注2〕}

前述の欠陥や誤りにもかかわらず、改革の成果は、やはりめざましいものであった。裁判所の権限の拡大や、民事紛争の解決における裁判所の役割の向上がそれを物語っている。市民は、以前にもまして、様々な訴えを裁判所に申し立てるようになつた。これに関連して、裁判実務において多くの新しい問題が生じ、共和国最高裁判所には、それらの総括と説明について一層の努力が求められた。これに関して、共和国最高裁判所は、次

の各総会決定の採択を通じて、裁判実務についての説明の権限を積極的に行使するようになった。例えば、「カザフスタン共和国における司法権に関する法令の適用の若干の問題について」（一九九八年五月一四日付）、「刑事訴訟を指揮する機関の違法行為による損害の賠償に関する法令の適用実務について」（一九九九年七月九日付）、「強制的医療措置の適用に関する裁判实务について」（一九九九年七月九日付）等である。

しかし、実際が示したように、憲法的法律としての効力を持つ「カザフスタン共和国の裁判所および裁判官の地位について」の大統領令は、執行権力の影響から裁判所を引き離すことを完全に保障することができず^⑯、裁判所の真的自主性と独立を保障することができなかった。裁判所は、従来通り、政治的および行政的命令に従属し、裁判所の組織および活動のすべての事項の決定において決定的な役割を果していたのは、司法省およびその諸機関に代表される権力の執行部門であった。とりわけ、その諸規定の革新性にもかわらず、この大統領令の基礎に、民主主義社会における裁判官の役割や使命とは相容れない一連のソビエト法の規範が置かれていたことからもそのことは明らかであった。司法権の独立を保障する制度において、執行権力機関からの裁判所の財政的・経済的独立という重要な要素、す

なわち、「裁判所への資金供与および裁判官への住宅の供与は、共和国予算によるものとし、裁判が完全にかつ独立して実施されることを保障しなければならない」と規定した憲法第八〇条を実現する独特のメカニズムが欠けていた。しかし、裁判所は、依然として、人的、物的・技術的および財政的な保障の問題について、司法省およびその諸機関に代表される執行権力機関に依存し続けていた。司法改革の初期段階において、裁判所に対する司法省機関の一連のコントロール機能は廃止され、前述の「カザフスタン共和国における裁判所および裁判官の地位について」の大統領令にしたがって、それらの諸機関には裁判所の活動の組織的保障についての機能が残された。しかし、この大統領令およびその適用の実態の分析は、再び、以前と同じように、「裁判所に対する組織的指導」から「裁判所の活動の組織的保障」へと文言を変えただけであったこと、裁判所の資金供与についても従前の原則が維持されたこと、裁判所制度のために予算から支出される資金が司法省に配分されていたことを明らかにした。このように、司法省機関は、以前と同様に、裁判官に対する働きかけの有効なテコを持ち、それによって裁判官を国家権力の執行部門の従属下に置いていたのである。資金面以外でも、このような従属関係は、司法省機関が権力的・管理

的権限をもつて裁判官団の人事および人材に関する問題を解決し、裁判官候補者の選抜を行っていた点にも見られた。そのほかにも、裁判所の活動の組織的保障を行うことだけを使命とした司法省は、裁判官団の人事問題の決定において決定的な役割を果たしたばかりか、間接的（場合によっては直接的）に、裁判所の活動に干渉した。司法省およびその諸機関は、法令に定めがあるような組織的保障ではなく、裁判所および裁判官に対する実際の指導および官僚的指揮を行った。とりわけ、何よりも問題となつたのは、司法大臣および司法省管理局長に代表される司法省の権限で、地方の裁判所の裁判官の懲戒について提起し（大統領令第五三条第一項）、その転所について決定し（同第四八条）、事件審理の訴訟上の期間の違反等について司法省幹部会に報告することを裁判官に要求するものである。実際、これらの規範が、裁判官へのある種の影響やその活動への干渉となつていただけでなく、裁判官の活動に対する指導にもなつていたのである。司法省機関を通じた裁判所の物的・技術的保障および裁判官の社会的保障は、いつの間にか、裁判官に対する行政的後見と化し、コントロールした。司法省機関が上級審の長の権限を特異な仕方で篡奪していたのである。

執行権力機関が裁判官の独立およびその保障について規定し

た憲法規範を遵守せず、侵害していたという事実は、一九九八年五月一四日付の「カザフスタン共和国における司法権に関する法令の適用の若干の問題について」の共和国最高裁判所総会決定⁽³⁾の採択の一因ともなつた。この決定では、とりわけ、司法省およびその管理局は、いかなる環の裁判所に対しても裁判の実施に関するその活動を指導およびコントロールする機関ではないことが指摘された。それらは、裁判官の独立ならびに裁判官の憲法および法律のみへの従属の原則を厳守し、裁判所の組織的および物的・技術的保障だけを行うことを使命としている。これに関連して、総会は、事件についての不服申立ては、上級裁判所に、法律に定める手続によってのみ行うことができるとしている。

司法省およびその諸機関に代表される執行権力機関が裁判所の活動を保障する際にしたがう規定は、立法権、執行権および司法権への分立を規定したカザフスタン共和国憲法第三条第四項にも違反する。このような分立についての規定そのものは、憲法に定められたいずれの国家権力部門についても、それぞれの権限の行使への干渉を禁じ、その自主性を前提としている。そして、これは、何よりも、それぞれが組織的、人的、財政的および物的・技術的に保障されている条件のもとで確保される

のである。したがって、司法省およびその地方機関のコントロールからの裁判所の引離しの問題、ならびに裁判所の活動の組織的・物的・技術的、財政的および人的保障の制度の抜本的な改革の問題を解決することが必要なのは明白であった。共和国憲法の規定に適合するような、裁判所の活動を保障する新しい組織形態を整備したことにこの問題への対応が見られた。これに関するでは、裁判所制度の保障を委ねる特別の権限を持つ機関を国家機関の体系の中に設置する可能性の問題が検討されるようになった。しかも、この問題は、法学界、マスメディアにおいてだけでなく、公式レベルにおいても議論された。一九九六年七月一日付でカザフスタン共和国憲法院がナザルバーエフ大統領に提出した「共和国における憲法適合性の状態について」の報告では、共和国裁判所の活動に対する組織的保障、物的・技術的保障および資金供与に関する共和国司法省の活動に憲法上の権力分立の原則に対する侵害の事実があることが指摘された。つまり、そのような権限を行使する際に、「執行権力の中央機関である司法省は、強力な経済的手段を用いて、裁判所（最高裁判所を除く。）との間に権力的な従属関係を築いている。裁判所の独立を実現するためには、周知の通り、何よりもまず、財政資金を分配する機関に依存しない適切な物的条件が必要である。

現場には執行権力機関に対する司法権の依存関係が存在し、さらに、裁判機関の側では抑制と均衡のシステムが欠如している。このような状況下において、カザフスタン共和国憲法第八〇条の要件の遵守が疑われている^③というものであった。このほかにも、憲法院の報告では、裁判官団の組織に際しての執行権力機関の影響についても注意が払われていた。それは、カザフスタン共和国憲法第八二条において独立した自治機関の地位を承認され、本来は自主・自立の原則に基づいて活動する司法資格審査会についても、その物的・技術的、および組織的保障が司法省により行われ、このことは、法律により定められており（憲法的法律としての効力を持つ「カザフスタン共和国における裁判所および裁判官の地位について」の大統領令第五一条第一項）、この審査会の長が司法省第一次官であることにもあらわれていた。したがって、憲法院は、司法省と共和国の裁判所（最高裁判所を除く。）との関係における権力分立の原則の遵守に関する問題が憲法レベルにおいて正しくかつ妥当な解決を必要としていると見え、憲法上の権力分立の原則を保障するために、裁判所の活動の保障に関する司法省の組織的機能を遂行する、執行権力の体系に含まれない国家組織の設置に関する問題を審議し、検討することを提案した^④。

カザフスタン共和国憲法の規定に適合するような裁判所制度の自立の保障の必要性については、ナザルバーエフ大統領も、一九九九年一月四日付の大統領委任（поручение）において具體化されていると繰り返し演説で述べている。これに関して、最高裁判所総会は、二〇〇〇年一月一八日付で「カザフスタン共和国大統領委任の実現に関する措置計画の最高裁判所による遂行について」の決定を採択し⁽³⁾、その中で、裁判官の独立とその保障について、特に次の項目を列举し、国連のコンメンタールおよび国際法律家協会の指標で採用されている国際標準の規範を法令に定める必要性を指摘した。

- (1) 裁判官の人的および物的独立
 - (2) 執行権力のコントロールからの裁判官の自治的および集団的な独立
 - (3) 裁判官の懲戒処分および罷免の提起における執行権力からの独立
 - (4) 執行権力による裁判官の活動のコントロールの禁止
 - (5) 裁判官の参加または裁判官だけによる裁判手続の規則制定の義務
 - (6) 裁判所の管理責任を裁判官に委ねること。⁽⁴⁾
- また、この決定では、地方の裁判所の組織的および物的・技術的

的な保障のために、州裁判所、地区裁判所およびそれと同等の裁判所に、代理人（行政官）を置いた専門機関を設置する必要性が指摘された。⁽⁴⁾

諸外国における裁判所制度の有効な組織的および資源的保障の各種モデルの分析を通じて、裁判所の物的・技術的保障および裁判所の活動の組織化の権限を与えられた自律的な機関を設置する考えに至った。このような機関の設置に関する問題を解決する際に、国家機関の体系の中におけるその位置付けを決めることが原則的に重要であった。これに関して、裁判所制度の枠内でのその設置、司法省直属、カザフスタン共和国大統領付置、カザフスタン共和国最高司法評議会付置等の様々な案が出された。⁽⁵⁾ この問題は、カザフスタン共和国最高裁判所付置司法行政委員会（以下「委員会」という。）という新しい国家機関を設置し、これに物的・技術的保障その他の保障に関する権限を委ねた、二〇〇〇年九月一日付の「カザフスタン共和国の裁判所制度の独立を強化する措置について」の大統領令により解消された。

4 司法改革の現在（二〇〇〇年—現在）

前述した委員会の設置により、実際に、司法権の独立に関する憲法規定が実現され、司法権から社会主義的裁判の残滓が除去され、司法権の民主化にとっての新たな転換を印象づけた。

しかし、この機関の設置は、憲法的法律としての効力を持つ

「カザフスタン共和国における裁判所および裁判官の地位について」の大統領令の規定で、司法省およびその管理局が組織的

および物的・技術的保障を行うと定めたもの（第七十五条第一項）

その他の多くのもの（例えば、第一〇条、第一条第二項およ

び第三項、第一四条第二項、第一五条、第二条第二項第五号、

第九号、第一〇号および第一三号等）に反していた。そしてま

た、この大統領令の一部の規定が、カザフスタン共和国憲法の

規定に反していた（例えば、憲法第八二条第一項および第二項

の内容の意味から明らかのように、最高裁判所および州裁判所

またはそれと同等の裁判所の組織は、各「部」により構成され

る」とされているが、この大統領令では、裁判所には、裁判所幹

部会（大統領令第一六条第二項、第二七条第一項および第二項

ならびに第二九条第二項および第三項）、最高裁判所には、総会（同第二九条第一項から第三項まで）という「部」以外の組

織を置いていた）。

こうした理由やその他の若干の理由から、二〇〇〇年一二月二五日付の「カザフスタン共和国における裁判所制度および裁判官の地位について」の憲法的法律（以下「裁判官の地位についての憲法的法律」、または単に「憲法的法律」という。）が制定され、次のように改正された。

(1) 「司法権」の定義規定に、司法権は、職業裁判官および

「法に定める場合には、法に定める手続により、刑事裁判手

続に参加する」陪審員に属する、という規定が追加された。

(2) カザフスタン共和国最高裁判所の活動に対する組織的およ

び物的・技術的保障は、最高裁判所機関が行い、地方の裁判

所の活動に対する組織的および物的・技術的保障は、カザフ

斯坦共和国大統領の設置する国家機関、すなわちカザフス

タン共和国最高裁判所付置司法行政委員会が行うものとされ

た。

(3) 裁判所組織の改編。州裁判所および最高裁判所の民事部お

よび経済部が民事部に統合され、幹部会が監督部に再編され

た。

(4) 最高裁判所の軍事部および総会（plenium）が廃止された。

(5) 州裁判所およびそれと同等の裁判所ならびに最高裁判所に

総会（plenарное заседание）が設置された。

(6) 裁判官候補者の資格要件として、研修および裁判所の総会による肯定的評価が追加された。上級裁判所の裁判官候補者には、資格試験合格の規定が廃止され、五年間の法律専門家としての職歴、原則として、そのうちの二年間以上の裁判官としての職歴が要件として導入された（それまでは、五年間の法律専門家としての職歴を持ち、原則として、そのうちの

二年間は、裁判官としての職歴または司法省機関、検察機関、捜査機関および取調機関における職歴であって、資格試験に合格した者という要件を定めていた）。

(7) 地区裁判所および州裁判所の裁判官候補者の競争原理に基づいた選抜の実施を定めた規定が導入された。

(8) 裁判官自身が、総会を通じて、裁判官候補者の選抜に関与し、裁判官の罷免および懲戒責任追及等に関する問題を審議する機会が与えられた。

この法律の最も重要な改正点は、前述した裁判所および裁判官に対する司法省機関の権限を廃止したことである。憲法的法律は、裁判官団の人的保障に関する問題を最高司法評議会に委ね（裁判官の地位についての憲法的法律第三〇条）、裁判所の活動に対する組織的および物的・技術的保障を、最高裁判所に

いてはカザフスタン最高裁判所機関に、地方の裁判所については権限を持つ国家機関である最高裁判所付属司法行政委員会に委ねた（同第五六条）。このように、憲法的法律の制定により、司法改革の全般にわたり激しい論争のテーマであった裁判所構成法の根本的な問題、すなわち、執行権と司法権の機能を実際に分離し、その結果、国家権力の司法部門の独立を保障した憲法第三条第四項を保障するという問題が解決された。

しかし、この裁判官の地位についての憲法的法律にも欠陥がなかったわけではない。例えば、この憲法的法律の第二三条第一項は、共和国裁判官の地位の統一を定めている。しかし、このような統一は守られておらず（各環の裁判官ごとに賃金が異なり、資格等級によつても異なる）、年功を考慮した裁判官の年金の決定についても規定しているが（同第三五条第二項第二号）、年金が共通した基準で支払われることもなく、裁判官候補者には裁判官職に就く平等の権利が保障されるとながらも（同第三〇条第一項）、地方の裁判所の裁判官団が競争に基づいて組織されるのに対し、最高裁判所の組織については、このような競争についての規定が置かれていない。法律により上級裁判所の長の権限がいちじるしく拡大され、とりわけ、最高裁判所長官についてはそれが顕著であり（例えば、事件の配分、裁

判官の懲戒責任の追及権、地区裁判所長、州裁判所の長および部長ならびに最高裁判所の部長および裁判官に欠員が生じた場合には、最高裁判所長官により、候補者が、競争原理に基づいて、当該裁判所の総会の審議に付され、ならびに共和国の裁判所の長、部長および裁判官の離職の問題について最高司法評議会または司法資格審査会に提起する等）、それは、最高裁判所長官による裁判官の官僚的な指揮を招き、結果的に、裁判官が裁判を行いう際の裁判官の独立に否定的な影響を与えるのである。これまでの憲法的法律としての効力を持つ「カザフスタン共和国における裁判所および裁判官の地位について」の大統領令から多くの規定が受け継がれ、その表現上の変更、技術的な性格を持つ一部の規定の追加にとどまつた。これは、憲法的法律にうわべだけの目新しさを与えたにすぎなかつた。この憲法的法律にはほかにもいくつかの欠陥があつた。⁽⁴⁵⁾

しかし、これらの欠陥にもかかわらず、この憲法的法律は、その後の共和国の裁判所制度の改善にとって重要な役割を果たした。この憲法的法律（第二九条第三項、第三八条、第四三条第三項および第四八条第二項）にしたがい、二〇〇一年六月二六日付で「カザフスタン共和国の裁判所制度および裁判官の地位について」の憲法的法律に定める規程の承認について」の

大統領令が採択され、次の三つの規程が制定された。
①裁判官候補者のための研修についての規程、
②共和国および州の裁判官懲戒資格審査会についての規程、
③カザフスタン共和国裁判官資格等級についての規程。⁽⁴⁶⁾

裁判官の地位についての憲法的法律第三条第三項および第六条第一項にしたがい、共和国に専門裁判所が設置されることとなつた。⁽⁴⁷⁾こうして、二〇〇一年一月一六日、アルマトイ市とカラガンダ市との二つの市に経済事件を審理する地区合同経済専門裁判所が試験的に設置され、その一年後の二〇〇二年二月九日には、同様の裁判所がカザフスタンの二三州すべてに設置された。⁽⁴⁸⁾同様の構組みで二〇〇二年二月九日に、アスタナ市とアルマトイ市に地区合同行政専門裁判所が設置され、二〇〇四年の九月九日付の「カザフスタン共和国の一部の地区裁判所およびそれと同等の裁判所の設置、再編および廃止について」の大統領令により、このような裁判所は、カザフスタンのすべての地域、すなわち二九の行政専門裁判所およびカラガンダ市地区合同行政専門裁判所が設置された。

今日活動している行政および経済の専門裁判所は、第一審のみの裁判所である。それらは、①地区合同の裁判所であり、②その法的地位は、地区裁判所の地位と同等であり、③その管轄

は、裁判の事物管轄および人的管轄の原則にしたがい、④その裁判手続は、民事裁判手続によるものとされている。

地区合同行政専門裁判所の管轄に属するものは、①行政的違法行為に関する事件を審理する権限を持つ機関（公務員）の決定に対する不服申立て（カザフスタン民事訴訟法典第三〇条第一項の一）、②行政的違法行為法典第五四一条第一項に列举する行政的違法行為に関する事件である。さらに、当該行政単位の領域に行政専門裁判所が存在しない場合には、法律は、専門裁判所の管轄に属する行政的違法行為に関する事件の審理を通じて、當該行政単位において行うことを探めている（行政的違法行為法典第五三八条備考）。

専門裁判所の設置は、一方では、しばしば生じ得る官僚的恣意から、個人の権利、法益および自由を保障するという重要な意義を持ち、他方では、国家機関その他の機関および公務員の決定および行為における安定性、適法性および妥当性に資するものとなっている。

専門裁判所が導入された時から、一方では、専門裁判所の間における、他方では、専門裁判所と通常裁判所の間における裁判管轄の明確な区分という難題を抱えることになった。このような状況は、現行法が裁判管轄について一貫した規定を持って

おらず、その結果として、同じ紛争が通常裁判所においても、また行政裁判所または経済裁判所においても審理され得る余地が残されていることによって生じている。このことにより、民事訴訟法と行政法といった別々の法規範が、裁判管轄の決定および管轄事件の審理の手続的規制の問題において交錯し、衝突するのである。例えば、民事訴訟法典第二七八条にしたがい、国家機関の決定、作為（不作為）に対する不服申立ての申請は、民事訴訟法典第三章に規定する裁判管轄の規則に基づいてなされる必要がある。民事訴訟法典第二八条第二項では、共和国の執行機関の非規範的アクト（ненормативный акт）に対する不服申立てに関する事件は、アスタナ市裁判所の管轄であると規定している。しかし、同時に、執行機関を含む国家機関の行為は、地区（市）または地区合同の専門裁判所に申請することによっても争うことができる。このほかにも、「行政的違法行為事件の審理においては、その責任を問う根拠が民事裁判手続により争われることがよく知られており、（後略）。こうした状況下では、しばしば、特別の第一審手続による民事事件の審理との関係で、行政裁判所により行政事件の手続が中止される」ことがしばしば起りうる。その他の場合でも、同様に、不服申立てをした地方の国家機関の違法なアクトが、別々の裁判所

において審理されることがあるため、市民は、どの裁判所に申し立ててよいのか分らず、あるときには、申立人が自然人であるという理由から地区裁判所に申し立て、また別のときには、申立人が法人であるという理由から経済裁判所に申し立てるのである。そのうえ、自然人または法人に対して法令に基づいて行政罰が科される場合、その権利および法益の司法的救済の問題は、行政裁判所で審理されなければならない。このような例はほかにも多くある。このような状況は、十分に発展した専門裁判所の体系があつても、侵害され、または争われる権利を擁護するために申し立てをすることが必要な裁判所を決める問題が、市民の裁判へのアクセスの保障にとって、重大な障害となつてゐるばかりか、法分野の専門家による問題解決の障害ともなり、ひいては裁判の効率に悪影響を及ぼすのである。このような否定的な実態を、カザフスタンの専門家⁵⁰だけではなく、海外の専門家も注視している。そこで、このような事実をなくし、不誠実な当事者が自己の権利を濫用して、紛争を解決するのに「好都合な」裁判所に申し立てができるのを排除するために、同一の紛争について異なる裁判所で並行して審理することを禁止し、交錯している裁判管轄をなくすように現行法を改正する必要がある。すなわち、裁判実務の一体性、安定性および一貫

性の原則を損なわない限りで、強制的な裁判管轄を確立しなければならない。このような裁判所の管轄とされる事件の範囲の問題については、様々な意見があるが、そのいずれもが、管轄の拡大と行政訴訟法典の制定を要求する点では一致している。

共和国で様々な種類の専門裁判所をさらに増やすことが想定されていることにも注目する必要がある。カザフスタン共和国の法政策の基本構想では、「司法制度の一層の改善に向けて、経済専門裁判所および行政専門裁判所の制度の発展の問題、近い将来には、少年事件（未成年者の事件）その他の専門裁判所の制度の発展の問題に関する検討が重要である」と述べられている。これらの裁判所のうち、現在、すでに述べたように、金融裁判所がアルマトイ市に設置されている。

当然このような裁判所設置のプロセスは、容易な課題ではない。これに関連して、現在ある裁判所に加えてこのような専門裁判所を設置することが妥当であるのかについての問題が生じる。これについては、法律文献では様々な意見が見られる。例えば、IO・B・ロマネツによれば、第一に、事件の専門性により、規範的・法的資料を独自に深く研究し、適用することが必要とされる事件類型の一つの非常に大きなグループが存在する場合、第二に、その法関係の部門別的な特徴が裁判手続の特殊

性を規定する場合、第三に、国内に、裁判所のサブシステムを設ける妥当性と組織的・技術的可能がある場合に限り、専門裁判所の体系を設けるべきであるとされる。⁵⁸ またIO・A・チハミー口フは、専門裁判所の設置には、(イ)専門的な訴訟分野として確立する十分な根拠があること、(ロ)専門性を有する裁判所および鑑定人または裁判所の構成員といった常勤の専門家が関与する裁判機関（院または部）の設置、(ハ)民事裁判手続および行政裁判手続の一般的な規則に基づいた特別な裁判手続規則の導入が前提となると述べている。⁵⁹ 私は、これらの意見を支持し、この問題を解決するためには、次の判断基準を用いる必要があると考える。

- (1) 審理の特殊性ゆえ、法令およびその適用実務について深い知識を必要とする事件類型が多数存在すること。
 - (2) 特別な種類の専門裁判所を設置するのに十分な国家の財政的、組織的および資源的な余裕があること。
 - (3) これらのグループに属する裁判事件の特殊性が、裁判手続の専門的な規定の導入を必要としていること。
- これに関して、現段階では、優先的に少年裁判所を設置する必要があると言える。共和国では、この方針の下に、既に数年にわたって、一定の活動がなされてきている。このように、共

和国における専門裁判所の設置は、裁判所制度の改善にとって重要な段階であり、その目的は、憲法に埋め込まれた裁判所制度の潜在能力を実現し、市民の裁判所へのアクセスを保障することにある。

裁判官および裁判所職員の養成および研修のために、二〇〇一年一二月四日、裁判官および裁判所職員の技能向上のための研修所が最高裁判所の下に設置され、後に「カザフスタン共和国最高裁判所付置裁判アカデミー」という国家機関に改称され、裁判所制度の要員の養成、裁判官および裁判所職員の研修がそこに委ねられた。二〇〇四年には、この裁判アカデミーの中に裁判官候補者の養成を目的とする修士課程が設けられた。その教育プログラムによる二年間の修士課程の内容は、裁判活動で必要とされる科目（とりわけ訴訟法および実体法）の深い理論的な知識の修得、実務上必要な技能（仕事のプランニング、裁判の採決、訴訟文書の作成等）の修得とその向上とされた。その際、教育過程の大部分は実習にあてられた。裁判アカデミーでの教育は、指導的な法学者や最高裁判所裁判官といった実務家たちによって行われた。二〇〇五年五月三一日に、裁判アカデミーが再編され、新設の大統領付置国家行政アカデミーという研修機関に（大統領付置公務アカデミーとともに）統合され

た。しかし、私は、この再編は、妥当性を欠くばかりか、現行法にも完全に適合しないと思っている。それは、第一に、「公務について」のカザフスタン共和国の法律によれば、裁判官は、国家職員（государственный служащий）には含まれないこと、第二に、裁判活動は、国家活動の自立的な一形態であり、行政のそれではないこと、第三に、将来の活動における異なる優先事項や課題からすれば、将来の裁判官と官僚の合同の研修は妥当ではないことによる。

二〇〇一年には、二〇〇一年七月一日付の「カザフスタン共和国司法資格審査会について」のカザフスタン共和国の法律^⑥が制定され、二〇〇一年五月二八日付の「カザフスタン共和国最高司法評議会について」のカザフスタン共和国の法律^⑦等が制定された。

これに関連して、共和国で行われた司法改革は、基本的には、法令および法制度の改革に帰結し、その際には、あらゆる改革において最も重要な要素とされるものの、改革にさらされるこのまゝな社会的および職業的な法意識にはほとんど注意が向かれていない点を指摘する必要がある。司法改革の実行は、新しい法律の制定および施行や、新しい制度の物的・技術的保障にあるというよりも、むしろ、次の第一には、法的思考や職

業的メンタリティの改革にあるのである。現時点において、社会的意識の中での法ニヒリズムや法の軽視のいちじるしい拡大、低い法文化といった特徴がある。これに関しては、モンテスキューの次の言葉を想起するとよい。「腐敗には二つの種類がある。一つは、人民が法律を遵守しない場合であり、もう一つは、法律により人民が堕落する場合である。後者の場合は、薬そのものの中に原因が隠れているため、それは不治の病である。」この言葉は、今日でも、痛切な響きを持っている。なぜなら、一方では、近年制定された多くの法律や新しい法制度が、しばしば整合性を欠き、互いに矛盾し、宣言的なものに対するに対し、他方では、法ニヒリズムの拡大が市民の間だけでなく、もつとも憂慮すべきことに、法適用者の間にも広まっているからである。その結果、今日、私たちの社会では、法ニヒリズムと法理想主義が絡み合ったこのよだな矛盾が特徴をなし、共通する法文化の欠如といった好ましくない状況を生み出している。^⑧このような状況において、民主的な司法的伝統の欠如やこれまで刑事裁判手続で行なわれてきた訴追側偏重は、依然として政治的、行政的宣言に対する裁判所の依存関係を残し、その根本ではソビエト時代に繋がっており、裁判所が十分な価値を持った「第三の権力」としてあらわれる契機を奪っているのである。

そのほかにも、実務において、裁判官の独立の原則がまったく反対のものに変容してしまうこともある。それは、法律の中に矛盾、欠缺等が存在し、多様な解釈の余地を残している場合にもっともよくあらわれる。このような状況は、裁判官自身の低い専門知識や法意識、法文化の低い水準と相まって、誤判だけでなく、汚職の温床ともなっている。したがって、職業意識の向上だけではなく、裁判官の道徳的な資質および法意識にまで及ぶ問題が特別な課題となっている。改革が実施されて数年、司法権の担い手としての裁判所には重要な役割が与えられていてもかかわらず、殘念なことに、それは未だ社会からの信頼を得ていない。次の社会学的調査のデータがそれを実証している。⁴³これによれば、アンケートの回答者五〇〇人（東カザフスタン四一・二%）のうちの二五・五%が、裁判所への提訴の効果も、裁判官の誠実性も信用していない。また同じ回答者による裁判官の資質についての評価は、マイナス五ポイントからプラス五ポイントまでの評価で、若干の地方で平均として〇ポイント以上の評価を得たものもあったとはいえ、全体としては中間の評価を上回ったものは一つとしてなかった。（例えば、裁判官の買収・廉潔性は最低評価の一つ（マイナス一・五五）、裁判官の依存性・独立性は事実上「依存的」であるとの評価

（マイナス二・一一）、裁判所の不透明性・公開性（マイナス一・九三）、非専門性・専門性（マイナス〇・四九）、予断性・客觀性（マイナス一・二三）、訴訟参加者に対する無礼・尊敬（マイナス一・一二）、非公正性・公正性（マイナス一・一四）、不誠実性・誠実性（マイナス〇・九九）、強権性・礼儀正さ（マイナス一・三七）、尊厳・有力者へのへつらい（マイナス二・〇八）等）。また、裁判官および裁判所職員の行動の文化的な水準については、回答者の五九・二%が及第点を受け、「高い」がわずか三・三%、「低い」が三〇・四%、「非常に低い」が七%であった。その際、文化的な水準の最も低い評価は、刑事事件の公判手続に対するものである（三一・八%）。これらのデータは、もう五年以上も前に収集されたものであるが、現在までのところこの状況に変わりはない。

このような思わない状況については、次の公式なデータもそれを示している。二〇〇一年から二〇〇五年までの最近の五年間に三八名の裁判官が刑事责任を問われ、そのうちの七名は、裁判所の長であり、二〇〇〇年から二〇〇五年までの間に七四名の裁判官が裁判官の職に反する行為のために離職した。⁴⁴例えば、二〇〇一年には、二二二名の裁判官が、適法性の侵害および職業倫理規則違反で懲戒責任を問われ、一九名の裁判官

カザフスタンにおける司法改革（スレイメーノワ〔中山〕）

が否定的な理由に基づいて罷免されている。³⁸⁾二〇〇一年の前半には、戒告、注意および降格の処分が八六名の裁判官に対してなされ、五名の裁判官が罷免され、三名の裁判官が収賄罪で有罪判決を受けた。³⁹⁾カザフスタン懲戒・資格審査会による懲戒事件の分析は、裁判官が事件を審理する際に犯す事務遅滞、職務怠慢、偽造を含む適法性の重大な侵害のために裁判官のもっとも多くが責任を問われているということ、裁判官の離職についての決定が、多くの場合、裁判官倫理に反し、それを汚す行為が裁判官によって行われたことを理由になされたことを示している。しかし、共和国最高裁判所のデータによれば、懲戒責任を問われた裁判官の数は減少している。例えば、二〇〇四年に懲戒責任を問われた裁判官の数は、二〇〇〇年に比べて三分の一程度に減少した（二〇〇〇年は三八〇件、二〇〇四年は一二八件）。二〇〇一年に否定的な理由により罷免された裁判官がたったの二名であるのに対し、二〇〇一年は二四名、二〇〇三年は二五名、二〇〇四年は一名であった。⁴⁰⁾しかし、カザフスタン共和国大統領付人権委員会に対する市民の申立て件数の増加は、それと反対のこと、すなわち、裁判領域における好ましくない事実を物語っている。とりわけ、裁判機関の活動に関する申立てについては、次のデータが示す通りである。

	年 度								
	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
申立て件数	186	277	357	481	409	629	605	708	903
裁判に対する申立て	36	68	97	114	146	213	236	278	294
裁判機関による作為または不作為に対する不服申立て			データなし	18	18	20	15	21	40

二〇〇四年のこの委員会への申立件数は、一九九六年に比べて四・八五倍に、裁判に対する申立ては八・一六倍に増加しており、裁判機関による作為または不作為に対する不服申立ても、二〇〇四年は、一九九九年に比べて二・二三倍に増加している。二〇〇四年の市民による申立ては増え、裁判機関による作為または不作為に対する不服申立てが、大統領付置人権委員会への申立件数の四・四三%を占めている（二〇〇三年は二・九七%）。カザフスタン検事総長の示したデータによれば、法律違反の除去および懲戒責任の追及について、州裁判所および懲戒・資格審査会が、常に適切な措置をとっているとは限らない。例えば、二〇〇四年には、検察官により、事務遅延および裁判を行いう際の裁判官による法律違反の事実について一二〇件の意見書が提出され、そのうちの九八件が審理され、わずか一四名の裁判官が懲戒責任を問われただけであった。

裁判所制度全体および裁判官個人に対して外部環境が与える影響は、いまだに大きく、それについては多くの文献が指摘しているところである。例えば、アカデミー会員のC・ジマーノフは、この事実を取り上げ、「特殊利益、同族主義、公務員に広く蔓延する汚職は、権威的体制から民主的体制へ、中央集権的計画経済から市場経済への移行期では、それを回避することは

ある程度困難であったが、これらは共和国における司法権の組織および効率に対し、しばしば想像の域を超えて、非常に悪い影響を与えている」と述べている。裁判所に対する世間の人々の不信という事実に対し、大統領は、二〇〇五年六月三日開催の第四回裁判官大会での演説において、その原因として、訴訟遅延、裁判官の活動の質の低さ、賄賂、司法官僚制、重大な誤判があると指摘し、注意を促した。¹⁷⁾

これに関連して、裁判官の責任を高めるための様々な措置がとられた。例えば、二〇〇一年七月には、裁判官による裁判官倫理規範の規定の遵守を保障するため、州裁判所およびそれと同等の裁判所の下に、任期二年で、裁判官会議（конференция судей）が秘密投票で選ぶ裁判官倫理委員会を設置した。この委員会の数量的な構成については、支部会議（Совет филиала）の提案に基づき、裁判官会議が決定した。この委員会には、職権により、または市民、公務員および組織からの申請および不服申立てに基づき、裁判官による裁判官倫理規範違反に関する申請および不服申立ての資料を審査する権限が与えられている。マスコミで公表された情報、検察官による提起、そのほかの公式の申請による提起および投書が、裁判官倫理違反問題の審査の開始事由となつた。この審査の結果にしたがい、

委員会は、次の決定のうちの一を採択した。①裁判官倫理規範に違反した裁判官に対して懲戒手続を開始する権限を持つ当該公務員に決定を送付することの決定、②社会的非難に付すことの決定、③裁判官の違反行為の審議に限定することの決定。だが、私見としては、懲戒・資格審査会と同様の活動を行う当該委員会の活動は、この問題における新規性を欠いている。そればかりか、裁判官の責任を追及する問題においては、偏向や、主觀主義が見られる。裁判官の懲戒責任追及に関する問題を解決する際に、一連の場合、個々に応じた取扱いの原則が守られず、えこ最質や同族主義に規定された極端な主觀主義があらわれることにその原因がある。職務と両立しない重大な過ちを一度ならずも犯した個々の裁判官に対し、彼に有力な知人がいるか、または裁判所の長が彼に対して好意を抱いていれば、彼の責任を追及する問題が提起されないことも珍しくはない。¹⁷⁶ これとならび、自己の権限を適切に行使しているにもかかわらず、裁判所の長にとって都合の悪い裁判官を離職させるための様々な手段が用いられるという、まったく反対の事実も見られる。このような場合には、当該裁判官に対し、より困難な事件が配分されたり、仕事の負担が増やされたり、職務の正當な遂行にとつて不都合な条件が与えられたりするなど、何とかして

彼を辞職に追いやろうとするのである。¹⁷⁷ このような事態の原因となっているのは、裁判所の長、とりわけ、最高裁判所長官に對し、裁判官を彼らに服従させるために、非常に広範な権限の総体が法律により与えられていることである。例えば、裁判官自身が指摘しているように、「今日、問題となつているのは、執行権力への服従またはそれからの独立というよりも、むしろ個人としての裁判所の長、組織自体または資産を持つ者の影響から¹⁷⁸ の独立である」。裁判所の長に関しては、「(前略)具体的な事件を裁判官に配分し、それにより裁判官の仕事の負担や労働量が決まってくる。裁判所の長の側近の裁判官は、より困難でない事件を担当することができ、自主性を重んじる裁判官には、より困難な事件が配分される。彼らは、裁判所の指導部に服従し、彼らの同意、専門、過去の経験は考慮されずに、いつでも一部から他の部へと異動させられることになる。法令からこのよう規定を削除せず、裁判所の活動実態において指摘されている欠陥を除去することなしには、裁判官自身が持つ『上司への服従』の心理を変えることもまた難しい。また、このことを抜きにして、彼らが審理する事件について客觀性を求めるることは困難である。(中略) 裁判所の長および部長による今日の実務において、重大な官僚的指揮と権力による権限の濫

用が生じている⁽¹⁾。」「裁判所の長は、人の確保にばかり過剰な力を注ぎ、裁判の質に対しても、そのわずかな努力しか振り向けていない。(中略) 裁判所に対する社会のコントロールを陪審裁判所の導入だけに託すことはできない(後略)⁽²⁾」とも指摘されている。カザフスタン共和国最高裁判所長官のK・マミ自身が、「司法官僚制においては、他の官僚制にも見られるように、昇進が、しばしば、上級機関の長または上級の官僚による活動の評価に依存している。言い換えれば、それは裁判官の上司への従属を招いているのである」と述べ、そのような実態があることを認めている。

したがって、裁判官倫理規範の規定の遵守に関する問題だけでなく、裁判所制度そのものの内部における裁判官の独立の保障、すなわち裁判所の長からの独立に関する問題も、この時期における緊急の課題であった。このような方針のもとで、いくつかの措置がとられた。例えば、民主改革プログラムの作成および具体化に関する国家委員会の裁判体系および法秩序維持機関の改善についてのワーキング・グループの会合において、地区裁判所の長を「一年おきに交替させる制度(交替は、任期満了を原則として、自動的に行われる)」の導入についての意見が出された⁽³⁾。このような提案は、裁判官の専門的職業性の向上にとつて追加的な刺激となる限りにおいては、実際に前進的なものである。私見としては、上級の裁判所の長についてもそのような交替制を導入し、裁判官自身による競争原理に基づいた選挙手続きを確立するべきであると付け加えておきたい。そのほかにも、裁判所の長には、一度に限って再選されることを認め、その選挙が四年後に実施される規則を設けるべきである。

二〇〇一年一二月四日付の「二〇三〇年までのカザフスタンの成長戦略の実現に関する今後の施策について」のカザフスタン共和国大統領令では、次の施策の実施を通じて、裁判所制度の実際の独立を達成する課題が定められた。

- (1) 裁判所がもっとも効果的に活動を行うための上級審裁判所と下級審裁判所の間における最適な機能分配
- (2) 専門裁判所の導入
- (3) 外国のかなわち裁判所の間における最適な機能分配
- (4) 質に基づいた裁判官候補者の選抜についての司法資格審査会および最高司法評議会の活動を高めること。
- (5) 陪審員の参加する裁判所制度の導入
- (6) 裁判官の給与体系の改善および裁判所の活動の物的・技術的保障の問題の解決

(7) 確定裁判の執行のコントロールの強化

このように、一九九四年の法改革に関する国家計画およびその原則に基づいて採択されたカザフスタン共和国憲法、法律その他の法令の諸規定の具体化は、国家機関の体系における裁判所の役割と地位を抜本的に変えた。多くの研究者が、法的紛争を審理し、解決する裁判所の活動が、実際に、法秩序と適法性のもっとも重要な保障となっていることを強調している。裁判官の物的・技術的および資源的な保障は、大幅に向ushiし、その目的のための予算の増加がこのことを裏付けている。例えば、二〇〇二年には、四八億テングが割り当てられていたが、二〇〇五年の国家予算では、七九億テングが予定されている。二〇〇一年には、最高裁判所、七つの州裁判所および二一の地区裁判所が新しい建物に移転した。四八の建物で大規模な修繕が行われた。主要な物的・技術的設備による施設の充実度は、二〇〇一年に比べ倍増している。個々の裁判官には必要なコンピュータ機器が提供されている。二〇〇二年には、国内の一八五の地方の裁判所で一八三名の裁判官が活動していたが、二〇〇五年には、三三六の裁判所で二四三名の裁判官が活動している。

ここ三年だけを見ても、裁判官の定員数が六〇〇名増加し、それにより仕事の負担が軽減され、すべての地域に経済専門裁判

所と行政専門裁判所が設置された。裁判官の住居のための予算については、二〇〇三年は八一戸分の資金が割り当てられていて、二〇〇四年には一〇三戸分となつた。二〇〇五年には共和国の裁判所によよそ一〇〇万件の事件および申立てが持ち込まれ、これは二〇〇〇年の約二倍の多さであった。⁶³

しかし、これは、法改革に関する国家計画が裁判領域において定めているすべての課題を完全に解決したことを意味するものではない。改革が進むにつれ、それにふさわしい法的規制に基づいて検討され、解決されることを必要とする多くの新しい問題が生じた。これに関連して、二〇〇二年九月二〇日付の大統領令により承認されたカザフスタン共和国の法政策についての基本構想⁶⁴（以下「基本構想」という。）は、裁判所制度の一層の改善に向けた重要な一步であり、そこでは司法権の領域における次の課題の解決が提唱された。⁶⁵

- (1) 地区（市）裁判所レベルをはじめとする裁判機関の一層の改善
- (2) 必要な社会保障制度の創設による裁判官の真の独立の一層の強化
- (3) 裁判官、証人および被害者を犯罪集団の脅威から保護するための効果的な手段の考案

- (4) 経済専門裁判所、行政専門裁判所、将来的には、少年専門裁判所（未成年者の事件）その他の専門裁判所の制度の発展の問題を検討すること。
- (5) 民事紛争における裁判外紛争解決手段の整備。とりわけ、仲裁廷（*третейский суд*）の活動を法的に調整し、国際的な水準に近づけること。
- (6) 裁判官団の人材の養成および研修ならびに裁判官の教養および職業的専門技能の向上のための措置の導入
- (7) 裁判の執行に対する手続的、裁判的コントロールを拡大すること等。
- このように、この基本構想では、裁判所の一層の改革の基本方針を打ち立て、裁判所制度の一層の改善にとって解決しなければならない一連の付隨的な問題に目標を定めた。
- この基本構想の規定を実現するために、最近になって、司法権の領域を規制する次の法令が制定された。
- (1) 二〇〇五年一二月三〇日付の「裁判管轄の問題に関する改正について」のカザフスタン共和国の法律^{〔註5〕}
 - (2) 二〇〇六年一月一六日付の「陪審員について」のカザフスタン共和国の法律^{〔註6〕}
 - (3) 二〇〇六年一月一六日付の「陪審員の参加する刑事裁判手続

統の導入の問題に関する一部のカザフスタン共和国の法令の改正について」のカザフスタン共和国の法律^{〔註7〕}

(4) 二〇〇六年六月五日付の「アルマトイ市地域金融センターの設置の問題に関する一部のカザフスタン共和国の法令の改正について」のカザフスタン共和国の法律^{〔註8〕}。これにより新しい種類の専門裁判所、すなわち、金融専門裁判所が導入され、当事者の一方がアルマトイ市地域金融センター（РФИА）の関係人である事件をその管轄とした。

司法改革の過程において、もっとも重要な領域で大きな成功をおさめ、現在、法律によって確立された司法権の地位と権限は、基本的には、法治国家の要請に応えていると言えるだろう。憲法上の地位にしたがい、裁判所は、以前の憲法にも反映されたように、ただ裁判を行うだけではなく、国家権力の立法部門および執行部門の機関とならび、国家機構の中でそれらと同等の地位を与えられた国家権力機関として、法律により承認されたのである。改革の過程では、裁判官の地位の法的保障だけでなく、社会的、物的その他の保障も法令上定められることにより、裁判官の法的地位の規制は明らかに変わった。

司法改革の現段階においては、以下の問題の解決が喫緊の課題となっている。

カザフスタンにおける司法改革（スレイメーノワ〔中山〕）

- (1) 勾留許可を裁判所の管轄に移管することをはじめとする、
刑事裁判手続における司法的統制の制度の段階的な導入
- (2) 裁判官の専門能力の向上
- (3) 裁判所のより一層の専門化
- (4) 裁判官の社会的および物的保障
- (5) 裁判官候補者の資格要件および選任手続の要件の強化
- (6) 裁判官その他の者の責任の強化
- (7) 二〇〇五年一二月三〇日付の「裁判管轄の問題に関する改正
について」のカザフスタン共和国の法律により、刑事訴訟法典
および民事訴訟法典において、刑事裁判手続の簡素化、地方の
裁判所の役割の強化、監督審の縮小および監督審における不服
申立ての審理手続の簡素化に向けた改正が行われた。この改正
にしたがって、最高裁判所は、現在、控訴審裁判所および一部
の監督審裁判所としてのみ活動している。最高裁判所の第一審
裁判所としての権限は廃止され、また重大でない犯罪の確定判
決についての最高裁判所の監督審手続における再審理も廃止さ
れた。監督審手続における不服申立審理の手続も抜本的に改め
られた。今後は、多くの事件が州裁判所の監督部で終結するこ
となる。ただし、例外的に、最高裁判所の監督部の決定だけ

が、最高裁判所の総会において再審理されることになる。その
ほか、前の監督審における不服申立てが、州裁判所の裁判官ま
たは最高裁判所の長官もしくは部長により単独で審理された場
合は、当該不服申立ては、合議で再審理されることとなつた。
最高裁判所長官の言葉を借りれば、将来的には、カザフスタン
の裁判所制度は、すべての文明世界におけるのと同じように、
監督審を放棄し、多くの複雑でない民事事件および刑事事件に
ついての最終的な裁判は、州裁判所レベルで行われるべきであ
る。^{⑤9}

現在の改革は、国家が、政党その他の非政府組織などの市民
社会の制度と協働して、実施を試みるところにその特徴がある。
例えば、二〇〇二年一一月一五日付の大統領令（распоря-
жение）に従って、市民社会の一層の民主化と発展について
の提案作成に関する常任協議会（НПС）「以下「協議会」とい
う。」が設置され、その目的は、法令その他の規範的アクトの
草案作成の問題に関する統一的な見解および答申を作成し、市
民社会の一層の民主化および発展、カザフスタンの政治システ
ムの改善に関する問題、カザフスタンの発展にとって重要なそ
の他の問題についての答申を出すことであった。ある段階まで
は、この協議会は、政党、国家組織、非政府組織その他の社会

組織の間の協働を高め、その職務を果たした。その活動期間において、「選挙について」の法律、土地法典、「政党について」の法律、「マスメディアについて」の法律を審議し、また行政の環の間での権限区分の問題、裁判所制度の問題、裁判官の地位の問題等も審議した。しかし、程なく、この協議会の活動は、重要な国家的決定の採択に対してその影響力が小さいことで批判を受けた。あるアナリストによれば、社会が期待したような成果をあげられなかつたのであるから、この組織は失敗だとされた。^{⑤9} そのため、この協議会を基盤にして、大統領付置民主主義および市民社会の諸問題に関する国民委員会（以下「国民委員会」という。）という新しい組織が設置され、その活動の目的は、協議会と同様、政治システムの改善および市民社会の一層の民主化に関する最重要課題の決定に向けた措置を策定することとされた。^{⑥0} 国民委員会の活動の重要方針の一つは、とりわけ、汚職対策の強化および法秩序維持システムの改善といった問題、また陪審制を段階的に導入し、刑事裁判手続における弁護士の役割を高め、ならびに民事裁判手続および刑事裁判手続における市民の権利保障を強化することによって権利擁護のメカニズムを強化する問題を解決するために勧告を作成することであった。しかし、一年半も経たないうちに、この国民委員会

は廃止され、カザフスタン共和国における民主的改革のプログラムの作成および具體化に関する国家委員会（以下「国家委員会」という。）が設置された。^{⑥1} その基本的な使命は、①民主的改革のプログラムの作成および具體化、②社会・政治システムの民主的原則の発展過程の分析ならびに社会および国家の一層の政治的近代化に向けた立法その他の措置の策定、③政治システムの近代化に向けた措置の策定と実現に関する国家機関、政党その他の市民社会の組織の活動の調和の保障、④民主的改革の検討と実践における全国民的な参加の条件および組織の整備とされた。^{⑥2} この委員会は、次の五つの方針に基づき活動した。

- ①地方自治の形成、②権力の代議制機関の権限の拡大、③法秩序維持機関の活動および裁判制度の改善、④市民社会の発展、⑤憲法の発展の展望の策定。

これらの各問題についてワーキング・グループが組織された。裁判制度および法秩序維持機関の改善に関するワーキング・グループは、二〇〇九年までの裁判所制度の改善についての国家計画案および実施案の二文書を準備しなければならなかつた。^{⑥3}

私見では、これらの組織の名称はそれぞれ異なるにもかかわらず、その地位、活動の目的および内容からして、それ程の違いは見られない。この三つの組織は、すべて、実際に、その構

カザフスタンにおける司法改革（スレイメーノワ〔中山〕）

成員が同じであった。しかし、これらの組織の活動により、裁判所制度の改善に向けた一連の措置がとられ、それは現在まで続いている。例えば、現在、カザフスタン共和国議会では、裁判官の法的地位の問題を規制する法令の改正のために、政府が提起した次の「一連の問題」が審議されている。

(1) カザフスタンの裁判所制度における新しい機関である司法審査会（*Судебное жюри*）の設置について。その任務は、裁判官の職業的適性の資格審査である。司法審査会には、誤判を繰り返す者に対し、その裁判を分析し、しかるべき結論をもって専門性の水準について意見を述べ、勤務評定を行う権限を与えることが予定されている。^④

(2) 裁判官および裁判所の長の懲戒責任の追加的な理由（例えば、退職した裁判官が裁判所制度等のイメージに否定的な影響を与える非行を行なった場合に、不十分な仕事をしたという理由で、憲法的法律が保障している一連のものを彼らから剥奪すること。）

(3) 専門修士課程における裁判官候補者の教育

(4) 裁判官の職務遂行の障害となる疾病的有無を確認するための裁判官の健康診断の実施、裁判所制度研究センター（Национальный центр исследования судебной системы）の設置等の問題も

検討されている。^⑤

これらの措置のすべては、共和国における裁判の質を高め、裁判所制度を強化するという共通の目的を持っていた。

現在のカザフスタンの法環境の形成、とりわけ、司法権の憲法的原則の体系および司法改革の実施全般に影響を与え続けている要因の一つに、裁判の領域において一定の役割を果していいる国際標準がある。それは、司法権力機関そのものだけではなく、司法権力機関の組織および活動のための適切な条件を保障する使命を与えられた政府にとっても、その遵守が義務づけられる最小限の条件を内容としている。最も重要な出来事は、市民的および政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」）という。）のカザフスタンによる批准であり、これは、共和国で実施される改革の一貫性を反映している。自由権規約は、二〇〇三年一二月二日にカザフstanにより署名され、二〇〇五年一月三日にカザフstan共和国議会により批准され、ナザルバエフ大統領は、同年一月二八日に「市民的および政治的権利に関する国際規約の批准について」の法律に署名した。自由権規約の批准は、国内法および法適用実務をこの規約の規定に適合させなければならない限りにおいて、共和国の対外的なイメージだけではなく、共和国の法制度にも肯定的な影響を

及ぼすはずである。一年後の二〇〇七年四月には、自由権規約の規定に国内法を適合させることについての報告書を提出しなければならない。同時に、カザフスタンは、自由権規約の二つの選択議定書にまだ加入していない。そのうちの一つは、死刑廃止⁽ⁱⁱⁱ⁾を予定するものであり、また一つは、市民に国連人権委員会への申立権を与えるものである。現在、共和国市民には、当該権利は与えられていない。

これに関連して、共和国で進行している立法過程が一般に承認された国際法の規範および原則に国内法を近づける傾向を示していることも指摘しておく必要がある。このことは、法的規定の相互の受容、司法改革の実施過程における国際的標準に基づいた当該規範および原則の実施にあらわれている。国際条約、国際協定その他の国際的合意文書によって確立した一般に承認された国際法の原則および規範ならびにカザフスタン共和国の国際条約は、カザフスタン共和国憲法第四条にしたがい、共和国の法体系の構成部分である。また、共和国の批准した国際条約は、共和国の法律に優位し、国際条約がその適用のために法律の制定を必要とする場合を除いて、直接適用される。したがって、カザフスタンの国際条約はすべて、国内の法令に優位するのである。

共和国の現行法令は、全体として、一般に承認された国際法の原則および規範に適合している。それらの内容は、裁判の領域における国際標準および共和国の国際的合意文書に適合している。例えば、刑事訴訟法典第一条第一項では、刑事裁判手続を規制する法源の中に、一般に承認された国際法の原則および規範が含まれており、また同条第二項では、刑事裁判手続を規制するカザフスタン共和国の国際条約上の義務は、刑事訴訟法の構成要素であると規定されている。同じような規定が、民事発展の一般的傾向である。したがって、裁判所は、裁判をする

際に、国際条約、国際協定その他の国際的合意文書によって確立した一般に承認された国際法の原則および規範が、カザフスタン共和国憲法第四条第一項にしたがい、(イ)憲法規範、(ロ)憲法に適合する法律、(ハ)その他の法令、(ニ)共和国の国際条約その他の国際的合意文書、(ホ)共和国憲法院および共和国最高裁判所の規範的決定からなる共和国の法体系の構成要素であるということに依拠しなければならない。

カザフスタン共和国憲法第四条第三項にしたがい、共和国の批准した国際条約は、共和国の法律に優位し、国際条約がその適用のために法律の制定を必要とする場合を除いて、直接適用される。したがって、カザフスタンの国際条約はすべて、国内の法令に優位するのである。

共和国の現行法令は、全体として、一般に承認された国際法の原則および規範に適合している。それらの内容は、裁判の領域における国際標準および共和国の国際的合意文書に適合している。例えば、刑事訴訟法典第一条第一項では、刑事裁判手続を規制する法源の中に、一般に承認された国際法の原則および規範が含まれており、また同条第二項では、刑事裁判手続を規制するカザフスタン共和国の国際条約上の義務は、刑事訴訟法の構成要素であると規定されている。同じような規定が、民事

訴訟法典第一条および行政的違法行為法典第一条にも見られる。このように、共和国の法令には、「国際条約」、「国際条約規範」および「一般に承認された国際法の原則」といった概念が用いられている。同時に、一般に承認された国際法の原則および規範の直接適用、ならびに共和国裁判所の法適用実務におけるその利用は、そう頻繁には見られない。これが裁判活動における新しい現象であり、いまだ形成過程にあるということが、その理由としてある。また、現在までのところ、法令レベルで、きちんととしたメカニズムが形成されておらず、裁判実務でそれを適用することもまだ推奨されていない。このような状況は、法理論や実務において、その法的性質や概念そのものについての一致した理解がないということによって十分に説明がつく。ある文献では、「このような曖昧さが、国内法規範と国際法の法源とが、とりわけ人の権利および自由の分野において『衝突』するとき、重大な問題を引き起こす」と説明している。

また、改革の過程で生じた一連の困難な状況は、ある程度ま

では、カザフスタン社会全体、個々の社会グループや住民の層のメンタリティーの特殊性を軽視し、あるいは見落とし、一連の場合にそれらを無視したことが原因となっていることも指摘しておくる必要があるだろう。世界の経験が示しているように、どのような国家においても、改革が効果的なものとなるには、一つは、社会に形成された伝統、メンタリティーおよび特殊性を改革の起点において考慮し、その後に発展のためにそれらを正しく利用することである。これに関しては、次のような見解が正当だと思われる。（前略）、社会進歩における前進は、前ブルジョワ的で、前植民地主義的な文化のもっとも根本的な価値および制度の基盤の上にそれらを『移植する』場合、最大限成功するのである。これは、一見、矛盾するようだが、実際にはごく当たり前のことである。すなわち、一国の文化の破壊の跡にはいかなる発展過程も有りえないということである。それと対応に、意識および行動の伝統的構造を『真摯に』発展過程に接続する場合にだけ、それが可能となる。外部から借用する要素（民主主義思想、議会制度、経営管理原則等）は、形成された文化的な規範に適応させる必要がある。さもなければ、それらは、まったく機能しないことだろう。¹⁰ 様々な国の経験は、社会および経済の改革を過去の伝統とともに成功裡に結びつけ、その後、伝統が改革の伝導体となり、その『近代化された』潜在能力を發揮させた社会においては、最良の結果が得られたことを示している。例えば、一九七五年に、日本では政府首班の指示により、文化問題に関する審議会という特別な諮問機関

が作られ、国の代表的な哲学者、社会学者、歴史学者が集められた。そこで議論された主な考えは、国民統合の方法として、日本の国民的な制度、価値および行動動機の復活、国民的伝統の復活を目指すことで、近代化プロセスのコストを抑えることができるというものだった。このような考えは、日本の支配層によって住民のイデオロギー的活動の基礎に置かれた。日本社会の伝統主義の復興に基づく明確な目的を持つた活動は、周知の通り、自らに成果をもたらした。日本におけるこの活動の結果は、社会の進歩を強力に後押しし、日本が多くの方で西欧指向の諸国を凌駕することを可能にさせた。⁽⁵⁾

一般に承認された国際法の原則および規範の適用とならび、裁判手続および裁判所構成の問題について、我々の共和国は、少なからず、外国の法制度の経験も見習っている。これに関しては、各国が独自の伝統、発展の特殊性、価値、要求等、そしてこれらと国の可能性との相互関係が固有のものであるため、東西の先進国において、ある法制度が有益に機能したことを見て、同じ制度がカザフスタンで定着することの証拠とはならないことを、一三年以上にわたる共和国の改革がはつきりと示していると指摘しておきたい。著名的な学者H・A・シハータが指摘するように、「新しい土壤への他国の法制度の完全な移植は

受け入れがむずかしい。法領域における比較的な実験は、それがある情報源として、改革のモニタリングにとって必要であり、それぞれの国際機関の作った『法律モデル』として、(中略)、実際に助けとなりうる。しかし、それら『法律モデル』は、仮に国内の法制度に適合せず、社会の要請に応えない場合には、それを適用する価値がない。社会に広まっている慣習や習慣を考慮しなければならない。しかし、新しい法律は、必ずしも社会の中に存在する伝統を反映しなければいけないわけではなく、法律は、そもそも伝統が国の発展にとって否定的な影響を及ぼすような場合には、それを変えて発展し続けることが可能なのである。だが、そのような法律を制定する前に、しかるべき社会学的調査を実施すべきであり、世論がその正しさを確信をもって示さなければならぬ。入念な準備がなければ、このような法律は、維持することができず、実務においても適用されることがない⁽⁶⁾。したがって、私見では、一部の外国の法制度の利用は、一見して魅力的ではあるが、そのようなものではなく、ある客観的な原因によりカザフスタンの法環境に無意識に取り込まれているのである。これらの原因是、共和国に固有の社会的、経済的な能力、人的資源の民族的特徴、すなわち、社会階層、法意識、法文化、伝統的なメンタリティー、社会文

化の特徴などのために、先進的な法制度を持つ諸外国を手本として様々な機構を創設したり、比喩的にいえば、それに飛び移ったりすることを妨げる一種の障壁である。したがって、主な問題は、改革の実施主体である特定の社会グループが何を欲しているかではなく、国家や社会そのものを覆っている状態にこそあるのである。同様のことは、陪審裁判所や、刑事案件における略式の捜査取調手続の拡大その他若干の制度の導入についても問題となる。

最後に、共和国で行われている司法改革は、非常にスケールの大きな取組みであり、それが単に法的にだけではなく、社会的にも意義のあることであり、改革は、いまだ完遂しておらず、カザフスタンに、強力で、真に自立し、独立した専門的な司法権を確立し、個々の裁判官や裁判官団が、全体として、実際に、法意識の担い手（法教条主義のそれではなく）、ひいては、民 主的価値、そのなかでもっとも重要な最高の価値としての人間の権利、自由および尊厳の担い手となるよるな、改革の最終目標の達成までは、まだかなりの時間を要するには論を待たない」とを付言しておくれあどあらう。

注

- (1) Гм.: САПП РК. 1994. № 9. Ст. 91.
- (2) しかばねは実現しなかった。
- (3) С.М.: САПП РК. 1994. № 9. Ст. 91.
- (4) ГАПП РК. 1994. № 18. Ст. 182.
- (5) 例えば、地区（市）裁判所および軍裁判所の裁判官は、最高裁判所長官の職務給の六五—七〇%，州裁判所の裁判官は七五%，最高裁判所の裁判官は八五%と定めた。
- (6) ВП РК. 1996. № 4. Ст. 217.
- (7) См.: Указ Президента РК, имеющий силу закона, от 19 октября 1995 г. № 2550.
- (8) См.: Закон РК от 13 июля 1999 г. № 412-1.
- (9) См.: Указ Президента РК, имеющий силу Закона, от 21 декабря 1995 г. № 2709 «О Прокуратуре» // BBC РК. 1995. № 24. Ст. 156.
- (10) См.: Указ Президента РК, имеющий силу Закона, от 21 декабря 1995 г. № 2707 «Об органах внутренних дел Республики Казахстан» // BBC РК. 1995. № 23. Ст. 154.
- (11) Указ Президента РК, имеющий силу Закона, от 21 декабря 1995 г. № 2710 «Об органах национальной безопасности Республики Казахстан» // BBC РК. 1995. № 24. Ст. 157.
- (12) См.: Указ Президента РК, имеющий силу закона от 6 ок-

табря 1995 г. «О специальных государственных органах Республики Казахстан, осуществляющихознание и следствие» // BBC РК. 1995. № 20. Ст. 122 (Государственный следственный комитет РК был упразднен согласно Указу Президента РК от 5 ноября 1997 г. № 3731 «О мерах по укреплению национальной безопасности, дальнейшему усилению борьбы с организованной преступностью и коррупцией»).

§ См.: BBC РК. 1995. № 23. Ст. 147; ВП РК. 1997. № 7.Ст.

78; № 11. Ст. 156; № 13-14. Ст. 194; 1999. № 4. Ст. 100; № 23. Ст. 915; 2000. № 10. Ст. 231.

§ См., например, Конституционный закон РК № 348-1 от 12 марта 1999 г. «О внесении изменений в указы Президента Республики Казахстан имеющие силу конституционных законов, «О Парламенте Республики Казахстан и статусе его депутатов» и «О судах и статусе судей в Республике Казахстан» // Казахстанская правда. 1999. 16 марта. (№ 50 (22767).

§ См.: Положение об аттестации судей судов Республики Казахстан; утв. Указом Президента РК от 24 мая 1996 г. № 3004 // САПР РК. 1996. № 22. Ст.189.

§ Выступление Председателя Верховного суда РК на пленарном заседании Верховного Суда 19 мая 2003 г. //www.supcourt.kz/site/supcourt.nsf/Documents.

(1) См.: ВП РК. 1997. № 13-14. Ст. 201.
§ См.: ВП РК. 1998. № 13. Ст. 195.
§ См.: САПР РК. 1997. № 1. Ст. 1.
(■) См.: Указ президента РК от 22.01.1999. № 29. // ПАРАГРАФ-информационная система РК.

§ См.: САПР РК. 1997. № 13. Ст. 90.
§ См.: САПР РК. 1997. № 45. Ст. 412.
§ САПР. 1997. № 49. Ст. 453.
§ Устав Республиканского общественного объединения «Совет судей РК» // Второй съезд судей РК. Алматы, 1999.

§ Постановление Конституционного РК от 5 июля 2000 г. № 13/2 «Об официальном толковании пункта 2 статьи 23 Конституции Республики Казахстан» // Казахстанская пра-

вла. 2000. 13 июля (№175-176 (23188-23189).
§ Там же.

§ УПК РК: Закон РК от 13 декабря 1997 г. (с изм. и доп.) // ВП РК. 1997. № 23. Ст. 335 (введен в действие с 1 января 1998 г.)

§ ГПК РК: Закон РК от 13 июля 1999 г. № 42-II // ВП РК. 1999. № 18. Ст. 644 (введен в действие с 1 января 1998 г.).

カザフスタンにおける司法改革 (スレイメーノワ [中山])

- § 38 ВП РК. 1999. № 18. Ст. 645; 2000. № 6. Ст. 141.
- § 39 См.: Казахстанская правда. 1999. 27 июля; 29 июля; 30 июля 1999.
- § 40 См.: Постановление Пленума Верховного суда РК от 16 июля 1999 г. № 13 «О применении Гражданского кодекса (Особенная часть) и Гражданского процессуального кодекса Республики Казахстан» // Казахстанская правда. 1999. 27 июля. (№ 179-180 (22896-22897).
- § 41 См.: Конституция и закон: стабильность и динамизм / Отв. ред В. П. Казимирчук. М.: Юридическая книга, ЧеРо, 1998. С. 94.
- § 42 См.: Тихомиров Ю.А. Теория закона. М., 1982. С. 203.
- § 43 Казахстанская правда. 1998. 8 октября.
- § 44 См.: Концепция участия присяжных заседателей в уголовном судопроизводстве Республики Казахстан // Прелупреждение преступности. 2003. № 1. С. 3-5.
- § 45 (訳注) 後述の陪審裁判の導入に関する連の法律の施行を歓迎する。 |ヨウルンノヘンジツノドウウノリツクノリョウノホウジツヲハシテス。
- § 46 См.: Последнее «пролай» советской судебной системе // Юридическая газета. 2001. 10 января.
- § 47 См.: Бюллетень Верховного суда РК. 1998. № 2. С. 26-29.
- § 48 См.: «О состоянии конституционной законности в республике» (1 июля 1996 г.). Президенту Назарбаеву Н. А. // Правовой справочник «Законодательство». Алматы: Юрист, 2003.
- § 49 Там же.
- § 50 私見では、例え国家元首であっても、裁判所に対して委任される権限はないと思われる。
- § 51 裁判官は、裁判手続にてこゝの規則を制定してせだまわる、これは憲法第三条に違反し、裁判官が立法機能を実施してこることに他ならない。第122条、裁判官に裁判所管理の責任を委ねる。そのため立法機能の行使であり、裁判官には、裁判の実施のほかに他の機能を負わせない。
- § 52 (40) 私見では、最後の1つの提案には根拠がないと思われる。第一に、裁判官は、裁判手続にてこゝの規則を制定してせだまわる、これは憲法第三条に違反し、裁判官が立法機能を実施してこることに他ならない。第122条、裁判官に裁判所管理の責任を委ねる。そのため立法機能の行使であり、裁判官には、裁判の実施のほかに他の機能を負わせない。
- § 53 (41) Казахстанская правда. 2000. 1 февраля (№ 26).
- § 54 (42) С м.: Сулейменова Г. Независимость суда должна быть реальной // Казахстанская правда. 1998. 18 декабря.
- § 55 (43) См.: Казахстанская правда. 2000. 2 сентября.
- § 56 (44) См.: Ведомости Парламента РК. 2000. № 23. Ст. 410.
- § 57 (45) См.: Сулейменова Г.Ж. О некоторых проблемах терминологии и содержания Конституционного закона Республики Казахстан «О судебной системе и статусе судей Республики Казахстан» // Материалы международной научно-практической конференции «Судьи и их роль в укреплении государственной

- независимости». Астана . 2001. С. 257-264.
- 36 См.: Юридическая газета . 2001. 18 июня.
- 37)の憲法的法律が採択された時点「アゼル」共和国アゼル裁判所へと移動へといたのは軍裁判所だけではありません。
- 38 Указ Президента РК от 16 января 2001 г. № 535 «Об образовании в городе Алматы и Карагандинской области специализированных межрайонных экономических судов» // САПП РК. 2001. № 1-2. Ст. 1; 2002. № 6. Ст. 38.
- 39 См.: САПП РК. 2002. № 6. Ст. 38.
- 40 Сулейменова У.А. Принятие Административного процессуального кодекса - требование времени // Административное судопроизводство: Проблемы и перспективы развития. Материалы междунар. научно - практич. конф. Астана , 2005.
- 41 См.: Тугел А.К. Участие адвоката в административном судопроизводстве // Административное судопроизводство: Проблемы и перспективы развития. Материалы междунар. научно - практич. конф. Астана , 2005.
- 42 Граатманн-Шеерер К. Правовые нормы, регулирующие административные правонарушения (нарушения общественного порядка) // Административное судопроизводство: Проблемы и перспективы развития. Материалы междунар. научно - практич. конф. Астана , 2005.
- 43 См.: Концепция правовой политики Республики Казахстан: одобрена Указом Президента РК от 20 сентября 2002 г. № 949 // Казахстанская правда. 2002. 3 октября.
- 44 Романец Ю.В. Специализация в судебной деятельности как средство повышения эффективности правосудия // Проблемы защиты прав и законных интересов граждан и организаций. Материалы международной научно - практической конференции. Ирбиснодар . 2002. С. 2 - 3.
- 45 Тихомиров Ю.А. Теория компетенции. М.: Издание Г - на Тихомирова М.Ю., 2001. С. 187.
- 46 См.: О ребенке замолвите слово // Юридическая газета . 2002. 17 апреля.
- 47 См.: Постановление Правительства РК от 4 декабря 2001 г. № 1567 «О создании государственного учреждения «Институт повышения квалификации судей и работников судебной системы при Верховном Суде Республики Казахстан»
- 48 См.: Постановление Правительства РК от 30 сентября 2003 г. № 1008.
- 49 См.: Указ Президента РК от 31 мая 2005 г. № 1583 «О мерах по дальнейшему совершенствованию подготовки, подготовки и повышению квалификации кадров государственных органов Республики Казахстан».

カザフスタンにおける司法改革（スレイメーノワ〔中山〕）

- 60 Cm.: ВИ РК. 2001. № 15-16. Ст. 235.
- 61 Cm.: ВИ РК. 2001. № 10. Ст. 144.
- (註注^①) プハト・スキョー（野田良之ほか訳）『法の精神』（上）／岩波文庫、一九八九年、一八〇頁、参照。
- 62 Cm.: Матузов Н.И. Правовой нигилизм и правовой идеализм как две стороны «одной медали» // Правоведение. 1994. № 2. С. 3.
- 63)の調査は「10000年から1001年における、社会基金システムペアレント・カザフスタン（トランസペൻдиҚазақстан）の専門家たちとの協力専門家達によって行われ、筆者ペハト・スキョー個人として参加した。このプロジェクトの課題は、共和国の裁判所制度における汚職の原因とその程度を明らかにして、その根絶と予防について提言する」とも等であった。調査は、次の四つのグループに分けられる五〇〇人の回答者に対して、アンケートとインタビューの方式で行なった。回答者のグループは以下の通り、①民事事件、行政事件または刑事案件についての参加者となった経験を持つ市民および企業の長、②職務上の地位（裁判官、検察官、弁護士、法律顧問）において民事事件、行政事件または刑事案件の法廷に参加した経験を持つ市民、③地方行政機関（акимат）の職員、例えば、地方の執行機関の代表、④州の司法行政部およびジャーナリスト。インタビューおよびアンケートの目的は、各グループによる裁判所の公開性、公正性、独立性の評価を明かにし、回答者の直面する共和国裁判所制度の組織および活動の基
- 64 本的課題を明らかにするべく努力がいる。
- 65 Cm.: Есіланов М. О взглядах на судебную реформу // Литер. 2006. 28 марта. 例えば、カザフスタン共和国最高裁判所前長官の資料によれば、「の間に七〇名の裁判官、うち一〇名は裁判所の長」――〇五名の執行官および三名の事務局員が責任を問われた。
- (Cm.: Нарикбаев М. Без ленег в судах делать нечего // Литер. 2006. 25 марта).
- 66 Председатель Верховного суда Казахстана Канырат Мами: «Борьба с коррупцией у нас никак не связана с политическим заказом» // Известия (Москва). 2005. 29 июня. С. 4.
- 67 Фоменко Ю. А таких судей на мыло // Казахстанская правда. 2002. 20 января.
- 68 Cm.: Мамы К. Вернуть доверие граждан // Казахстанская правда. 2003. 16 апреля.
- (註注^④))のトータルの出典については原注⁶⁵は未記載である。
- 69 Cm.: О соблюдении прав человека и гражданина в Республике Казахстан в 2004 г.: Доклад комиссии по правам человека при Президенте РК // www.supcourt.kz/site/supcourt.nsf/ (С. 147 - 160).
- 70 Особление права человека и гражданина в Республике Казахстан в 2004 г.: Доклад комиссии по правам человека при

- Президенте РК // www.suprcourt.kz/site/suprcourt.nsf/ (С. 109).
- Зиманов С. Независимость судьи - фундаментальный принцип правосудия // Суды и их роль в укреплении государственной независимости и (материалы междунар. науч.-практич. конф., посвященной 10-летию независимости Республики Казахстан. Астана: Изд. центр Верховного суда РК, 2001. С. 14.
- Выступление Президента РК Н.А. Назарбаева на IV съезде судей Республики Казахстан (г. Астана , 3 июня 2005 года).
- См.: Положение о комиссии по судебной этике : утвержденное на заседании Центрального Совета Союза судей РК 06 июня 2001 г. с изменениями и дополнениями внесенными Постановлением Центрального Совета Союза судей от 2 октября 2002 г.
- См.: Суды без коррупции. Сборник материалов исследований. Алматы : Обн. фонд «Транспаренси Казахстан », 2001. С. 148.
- См.: там же.
- С Фемиды - особый спрос // Юридическая газета . 2003. 4 (25116-25117)
- トルマツ・市場金融機関やハター (РФИА) が「有価証券市場の発展への国際的な資本市場への統合の保護」を「カギツターン経済への投資の
- судей // Материалы междунар. научно - практич. конференции «Проблемы борьбы с преступностью в контексте национальной концепции. Алматы: Каз ПЮ , 2002. С. 110.
- См.: Тахметов Б Самостоятельность суда неопустима // Юридическая газета . 2001. 12 сентября.
- Мами К. Вернуть доверие граждан // Казахстанская правда . 2003. 16 апреля .
- Суд мировой, народу близкий // Казахстанская правда . 2006. 15 июня .
- САПП РК. 2001. № 43-44. Ст. 532.
- Из выступления Президента РК Н.А. Назарбаева на IV съезде судей Республики Казахстан (г. Астана , 3 июня 2005 г.).
- См.: САПП РК. 2002. № 31. Ст. 336.
- См.: Казахстанская правда . 2002. 3 октября . (略註文) См.: ВП РК.2005. № 24.Ст.12.
- См.: Юридическая газета . 2006. 25 января . № 11 (991). См.: там же.
- См.: Казахстанская правда . 2006. 10 июня . (№ 145-146 (25116-25117)

カザフスタンにおける司法改革（スレイメーノワ〔中山〕）

誘致および国外の有価証券市場へのカザフスタン資本の投入を目的として設立され、金融センターの関係者と利害関係人の相互関係を規制し、共和国の金融市场の発展を指向する特別な法体系を備えている。金融センターの関係人は、有価証券市場のプロフェッショナルであり、仲買（または法人の国家登記（再登記））を行い、有価証券市場での活動許可を得た場合には売買および所有）を行う。法人の国家登記の義務的な条件は、アルマトイ市内で常時活動している法人組織が存在することであり、金融センターの関係者は、金融センターの特別な商空間の中においてだけ、金融証券を用いた取引をする）) がである。

カザフスタン共和国憲法院は、二〇〇三年一月三一日付の「カザフスタン共和国憲法第一六条および第八三条の有権的解釈について」の決定を採択した。当該決定の採択は、共和国議会に上程された法案で、勾留の許可などの、取調べ行為および機動捜査行為における検察官の権限を裁判所に移管すると定めたことに関連して、共和国憲法の該規定の有権的解釈を求めて議員グループが憲法院に申し立てた。この決定の採択に對しては、マスメディアにおいて、司法的統制の適法性および妥当性についての激しい議論が先行し、特別な会議でこの問題が取り上げられたといふことも指摘しておく必要がある。この論争が、結果として、検察官の権限を制限する) ことにつながる裁判所への許可権限の付与が適法であるか否かについての問題を引き起しつた。このいふじいふ、カザフスタン憲法院は、「カザフスタン共和国憲法の諸規定（第一六条第一項、第七五条、第七六条その他の条項）は、

機動捜査行為および取調べ行為における許可権限の裁判所への付与を規定していない。（中略）憲法第八三条第一項は、憲法に定められた検察官の権限と解すべきであり、法律によってそれを制限または廃止するべきではない」と説明した。それにもかかわらず、裁判所に許可権限を付与し、検察官の権限を制限する可能性についての問題は、法学研究者だけでなく、共和国世論においても、収まらないとのない議論を喚起した。カザフスタンによる自由権規約の批准に関連して、許可権限の問題は、自由権規約の規定に適合する形で解決されねばならない。

По какому пути пойдет правосудие. Председатель Верховного суда Кайрат Мамырзанов на заседании съезда предстоящих реформ // www.zakon.kz/our/news/news_all.aspx?Mon=5&Year=2006&Date=0109&subjshowtree=3006/3007/3017/815#815 (24.01.2006 г.)

❸ См.: Вестник Центра Анализа Общественных Проблем -PPRC. 2004. № 29 (1-15 декабря).

❹ С м.: Указ Президента РК от 2 ноября 2004 г. № 1467 «О Национальной комиссии по вопросам демократии и гражданского общества при Президенте Республики Казахстан».

❺ С м.: Положение о Национальной комиссии по вопросам демократии и гражданского общества при Президенте Республики Казахстан: утв. Указом Президента РК от 2 ноября 2004 г. № 1467.

❻ См.: Указ Президента РК от 20 марта 2006 г. № 68 «О

- Государственной комиссии по разработке и конкретизации программы демократических реформ в Республике Казахстан».
- См.: Положение о Государственной комиссии по разработке и конкретизации программы демократических реформ в Республике Казахстан: утв. Указом Президента РК от 20 марта 2006 г. № 68.
- Срана и Мир. 2006. 28 апреля.
- [\(www.otan.kz/index.php?f=show&ft=27&type=130&id=17294113853\)](http://www.inform.kz/showarticl.php?lang=rus&id=152213&class=title)
- См.: [\(24 мая 2006\)](http://www.inform.kz/showarticl.php?lang=rus&id=152213&class=title)
- По какому пути пойдет правосудие. Председатель Верховного суда Кайрат Мами разъясняет суть предстоящих реформ // www.zakon.kz/our/news/news_all.asp?Mon=3&Year=2006&Date=01&subjshowtree=3006300730177815#a7815 (24.01.2006 г.)
- См.: Закон и порядок // Сайт газеты «Казахстанская пресса». 2006. 23 июня (<http://kzapravda.kz>).
- См.: Закон РК от 28 ноября 2005 г. № 91-III ЗРК «О ратификации Международного пакта о гражданских и политических правах» // Казахстанская правда. 2005. 3 декабря.
- В Казахстан с 19 декабря 2003 г. введен мораторий на исполнение смертной казни до решения вопроса о ее полной отмене в соответствии с Указом Президента РК от 17 дека-

бря 2003 г. № 1251 «О введении в Республике Казахстан моратория на смертную казнь».

См.: ст. 3 Закона РК «О нормативных правовых актах» от 24 марта 1998 г. № 298-II // Ведомости Парламента РК. 1998. № 2-3. Ст. 25; 2001. № 20. Ст. 253; 2002. № 5. Ст. 50;

РК. 2004. № 5. Ст. 29; № 13. Ст. 74; 2005. № 17-18. Ст. 73.

Международные правовые стандарты в российской правоприменительной практике // Российская юстиция. 2003. № 3.

С. 5 (С. 5-6).

Индия и Китай: две цивилизации - две модели развития (Бруггый стол) // Мир. Экономика и мировые отношения. 1988 № 6. С. 90.

См.: Постпелов Б. Эволюция буржуазного национализма в Японии // Мировая экономика и мировые отношения. 1998. № 2. С. 103.

Шихата И. Правовая реформа. Теория и практика. Учебное пособие / Перев. С. англ. Пол. ред. Л. Ю. Н. Н. Г. Дорониной. М.: Белые альбы, 1998. С. 31.